

# 玖珠町 過疎地域持続的発展計画

[令和3年度～令和7年度]

令和3年9月

大分県玖珠町

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





## 過疎地域持続的発展計画目次

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 1. 基本的な事項 .....              | - 1 -  |
| (1) 市町村の概況.....              | - 1 -  |
| (2) 人口及び産業の推移と動向.....        | - 3 -  |
| (3) 市町村行財政の状況.....           | - 7 -  |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 .....      | - 10 - |
| SDGs の取組 .....               | - 12 - |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 .....   | - 16 - |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 .....   | - 16 - |
| (7) 計画期間.....                | - 17 - |
| (8) 公共施設総合管理計画との整合 .....     | - 17 - |
| 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ..... | - 17 - |
| (1) 現状と問題点.....              | - 17 - |
| (2) その対策.....                | - 18 - |
| (3) 計画 .....                 | - 19 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....   | - 19 - |
| 3. 産業の振興 .....               | - 20 - |
| (1) 現況と問題点.....              | - 20 - |
| (2) その対策.....                | - 22 - |
| (3) 計画 .....                 | - 24 - |
| (4) 産業振興促進事項 .....           | - 26 - |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....   | - 26 - |
| 4. 地域における情報化.....            | - 26 - |
| (1) 現況と問題点.....              | - 26 - |
| (2) その対策.....                | - 27 - |
| (3) 計画 .....                 | - 28 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....   | - 28 - |
| 5. 交通施設の整備、交通手段の確保.....      | - 29 - |
| (1) 現況と問題点.....              | - 29 - |
| (2) その対策.....                | - 29 - |
| (3) 計画 .....                 | - 30 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....   | - 31 - |
| 6. 生活環境の整備 .....             | - 32 - |
| (1) 現況と問題点.....              | - 32 - |
| (2) その対策.....                | - 33 - |
| (3) 計画 .....                 | - 34 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....   | - 35 - |

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ..... | - 36 - |
| (1) 現況と問題点.....                      | - 36 - |
| (2) その対策.....                        | - 38 - |
| (3) 計画 .....                         | - 40 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | - 40 - |
| 8. 医療の確保 .....                       | - 41 - |
| (1) 現況と問題点.....                      | - 41 - |
| (2) その対策.....                        | - 41 - |
| (3) 計画 .....                         | - 41 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | - 41 - |
| 9. 教育の振興 .....                       | - 42 - |
| (1) 現況と問題点.....                      | - 42 - |
| (2) その対策.....                        | - 43 - |
| (3) 計画 .....                         | - 45 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | - 46 - |
| 10. 集落の整備.....                       | - 47 - |
| (1) 現況と問題点.....                      | - 47 - |
| (2) その対策.....                        | - 48 - |
| (3) 計画 .....                         | - 48 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | - 49 - |
| 11. 地域文化の振興.....                     | - 49 - |
| (1) 現況と問題点.....                      | - 49 - |
| (2) その対策.....                        | - 49 - |
| (3) 計画 .....                         | - 50 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | - 50 - |
| 12. 再生可能エネルギーの利用の促進 .....            | - 50 - |
| (1) 現況と問題点.....                      | - 50 - |
| (2) その対策.....                        | - 51 - |
| (3) 計画 .....                         | - 51 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | - 51 - |
| 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....         | - 51 - |
| (1) 現況と問題点.....                      | - 51 - |
| (2) その対策.....                        | - 52 - |
| (3) 計画 .....                         | - 53 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | - 53 - |
| 事業計画 過疎地域持続発展特別事業分（ソフト事業） .....      | - 53 - |

## 1. 基本的な事項

### (1) 市町村の概況

#### (ア) 玖珠町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

玖珠町は大分県の西部に位置し、東側は九重町、由布市、西側は日田市、北側は中津市、宇佐市、南側は熊本県小国町に隣接しています。総面積は286.60㎢あり、大分県全体の4.5%を占めています。

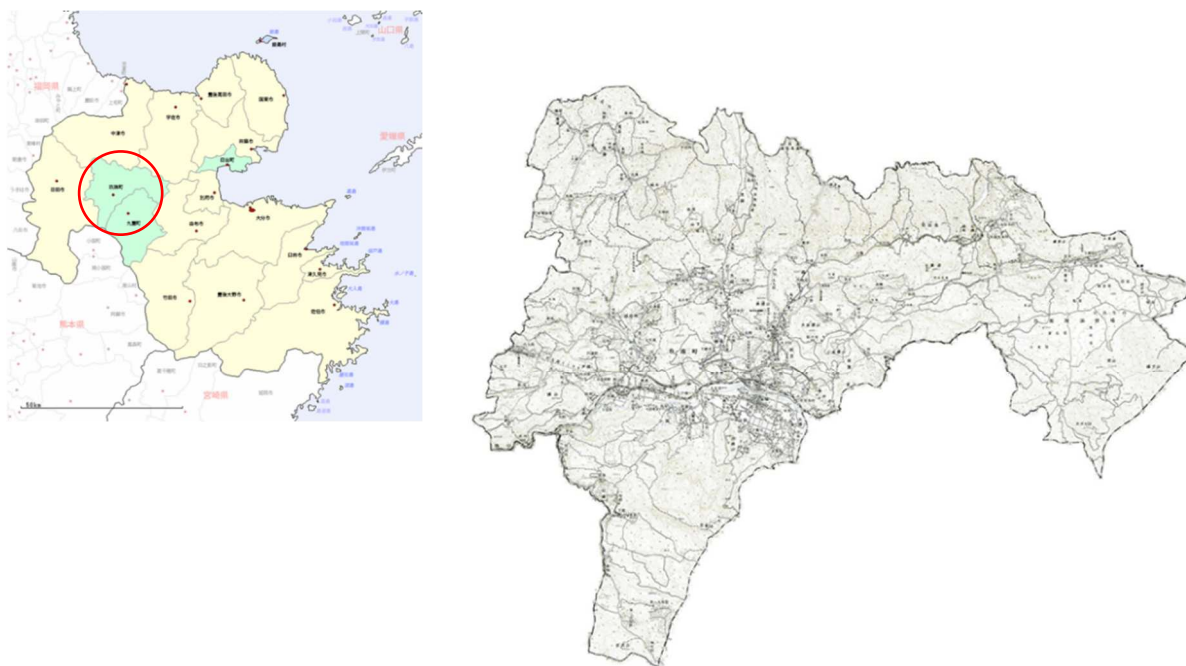
筑後川の上流に位置し、その源流となる玖珠川が町を東西に貫流し、この玖珠川やその支流には、三日月の滝、慈恩の滝、清水瀑園等の名瀑や湧水池等、水が演出する多様な地形がみられます。

玖珠盆地を取り囲んでいる万年山、岩扇山、伐株山等は、全国でも珍しいメサと呼ばれる台地状の地形となっており、また、町の北側には耶馬溪、南側には九重連山、東には4,000haに及ぶ日出生台原野が広がっています。豊かな山なみの懷に抱かれた、落ち着いた静かな玖珠の佇まいを醸し出しています。

昭和30年に4か町村（森町、玖珠町、北山田村、八幡村）が合併して生まれた玖珠町は、昭和40年代に当町出身の口演童話家久留島武彦の精神を受け継ぐ「童話の里」構想を打ち出し、久留島武彦の口演童話50年を記念して建立された童話碑や、その除幕式から続く日本童話祭はその象徴となりました。

玖珠町は、まちづくりの基本理念の中に「童話の里づくり」を今も受け継ぎ、次代を担う子どもを中心に「人」が主役となるまちを目指しています。

玖珠町の位置図及び管内図



#### (イ) 玖珠町における過疎の状況

国勢調査による本町の総人口は減少傾向にあり、平成27年（2015）では、15,823人、平成17年（2005）からの10年間で、2,453人（年平均約245人）減少しています。

特に若年層を中心とする都市部への流出や出生数の減少等、人口の自然減、社会減が続いています。

本町では過疎対策として、農業の基盤経営近代化施設の整備、玖珠工業団地の造成、サテライトオフィスの整備等の産業の振興や県道、町道、広域農道等の交通通信体系の整備、消防施設の整備等の生活環境の整備、くす星翔中学校や各地区の拠点となる自治公民館の改修等の教育の振興、角牟礼城跡の保存整備等の文化財を活かした地域文化の振興や玖珠美山高校の持続のための公営塾「玖珠志学塾」の運営費等、自立促進に関した施策等多岐にわたる施策を行ってきました。

しかし、依然として、少子高齢化と人口流出は、現在も進行しており、地域活力の低下はもとより、空き家、空き店舗の増加や、産業の担い手不足等、新たな問題も発生しています。

今後も、本町においては、人口減少傾向が進むことが推測されることから、産業の振興のための整備、コンパクトシティ化を図った交通網の整備、公共施設の複合化等による施設の精査等を行いながら、本町の特性を活かした施策の展開を図っていく必要があります。

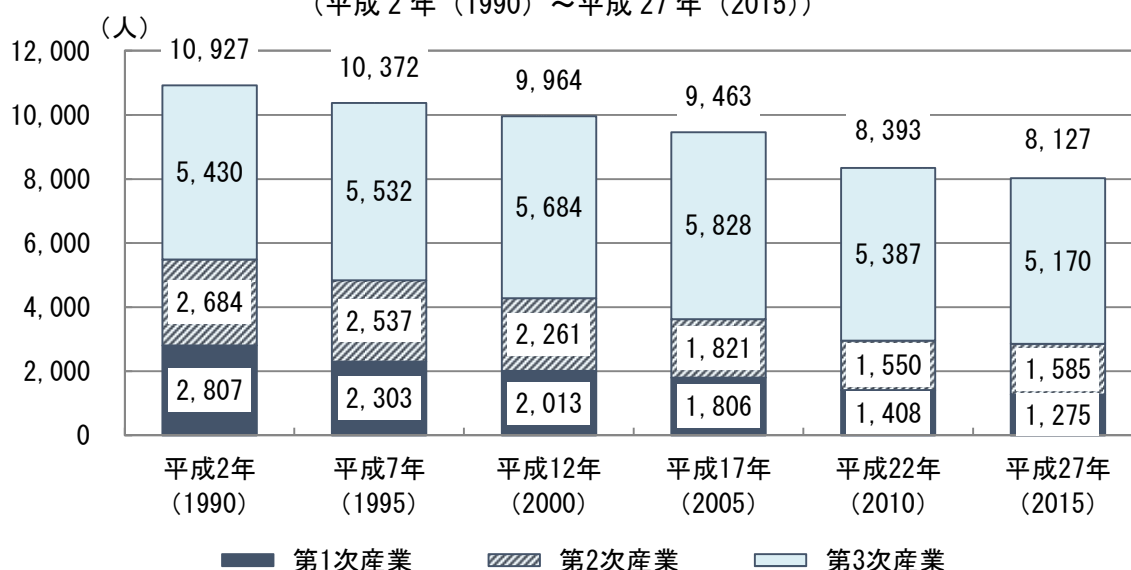
#### (ウ) 社会経済的発展の方向の概要

本町は、稲作・畜産を主体とした農業を中心とする第1次産業を基幹に、これまで耕種農業の歴史を有し発展してきました。しかし、産業別就業人口（国勢調査）では、平成22年の第1次産業人口1,408人から平成27年の1,275人と5年間で約10%の減少となっています。林業分野を含め、農業従事者の高齢化や後継者不足等の対応が大きな課題となっています。（図表1参照）

町内就業者の半数以上が従事している第3次産業においても、町民の消費の動向が町外で多いことや町内への大型店の進出、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、個人事業者の多い中心市街地の商店街の経営は厳しさを増しています。今後は商店街の空き店舗の活用やソフト事業の拡充が必要となっています。

本町の社会経済的発展の方向としては、大分県と本町の総合計画のもとで、恵まれた自然環境を活かしながら、農林業の生産基盤の整備を促進するとともに、ICT等の技術を取り入れ、ゆとりある経営を確立し、第1次産業の生産性向上に努めます。また、基幹産業である農業を中心とした諸産業の振興を図り、交通アクセスの利便性向上や、観光資源を生かした各種観光資源の発掘、デジタル化の推進を行いながら、雇用の拡大あるいは交流人口、定住人口の増加への取組を推進します。

図表 1 産業別就業者数の推移（国勢調査）  
（平成 2 年（1990）～平成 27 年（2015））



※ 総就業者数は、分類不能の就業者数を含みます。

## （2）人口及び産業の推移と動向

国勢調査による年齢別人口割合（3区分構成比）の推移をみると、15歳未満人口と15～64歳人口は漸減する一方、65歳以上の高齢人口は増加しており、少子高齢化の進行がみられます。（図表2）

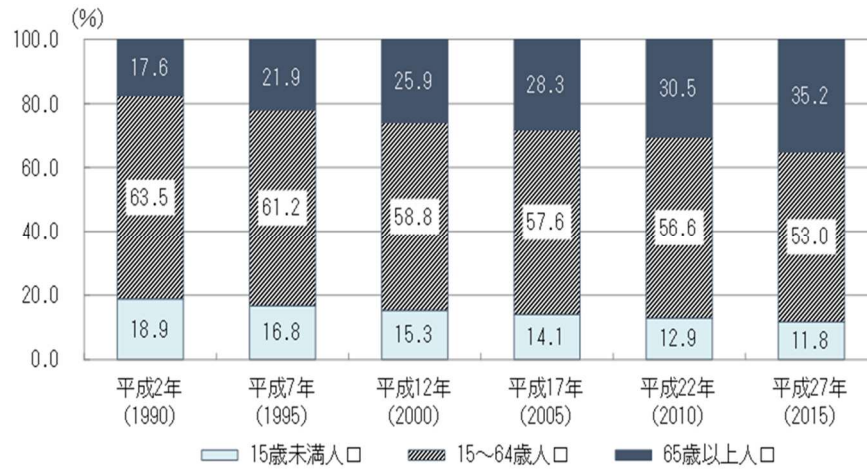
また、国勢調査による労働力人口の推移をみると、平成27年（2015）は8,407人となっており、減少傾向にあります。労働力率（15歳以上の人口に占める労働力人口の割合）についても緩やかに減少していますが、平成27年（2015）は60.3%と横ばいの状態にあり、労働人口及び産業別就業者数の推移をみると、すべての産業において従事する就業者数が減少しています。（図表3・4）

平成27年（2015）においては町内就業者の半数以上（5,170人）が第3次産業に従事しています。（図表4）また、産業大分類別の年齢構成をみると、公務を除くすべての産業で40歳未満の占める割合が半数以下となっており、将来において担い手不足が懸念されます。（図表5）

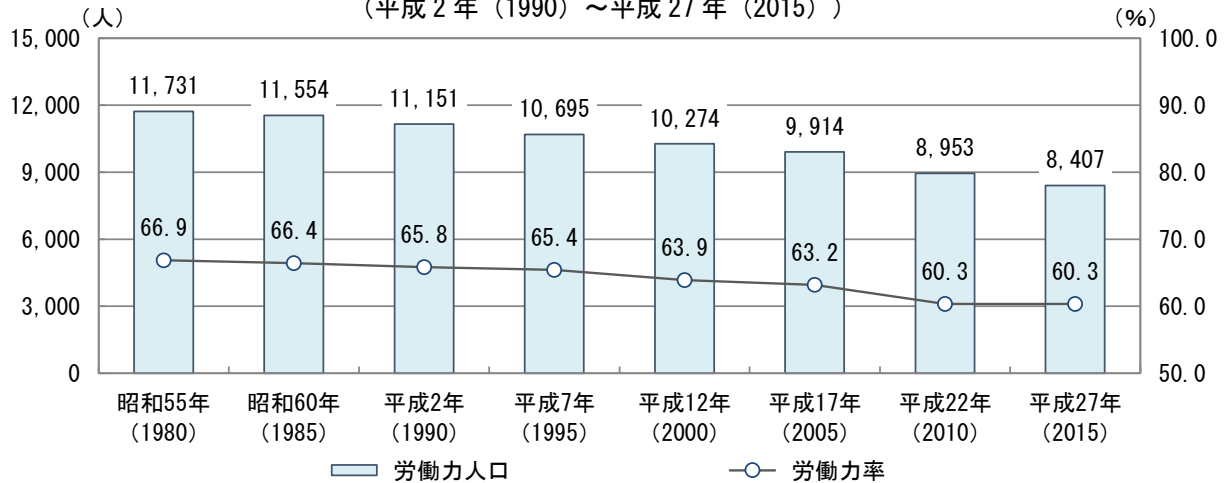
表 1-1（1）人口の推移（国勢調査）

| 区分               | 昭和35年    | 昭和50年    |        | 平成2年     |        | 平成17年    |        | 平成27年    |        |
|------------------|----------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
|                  | 実数       | 実数       | 増減率    | 実数       | 増減率    | 実数       | 増減率    | 実数       | 増減率    |
| 総数               | 28,300 人 | 22,369 人 | △ 21 % | 20,907 人 | △ 26 % | 18,276 人 | △ 35 % | 15,823 人 | △ 44 % |
| 0歳～14歳           | 9,945 人  | 5,387 人  | △ 46 % | 3,955 人  | △ 60 % | 2,581 人  | △ 74 % | 1,873 人  | △ 81 % |
| 15歳～64歳          | 16,512 人 | 14,463 人 | △ 12 % | 13,271 人 | △ 20 % | 10,257 人 | △ 38 % | 8,382 人  | △ 49 % |
| うち<br>15歳～29歳(a) | 6,542 人  | 4,346 人  | △ 34 % | 3,299 人  | △ 50 % | 2,585 人  | △ 60 % | 1,825 人  | △ 72 % |
| 65歳以上(b)         | 1,843 人  | 2,519 人  | 37 %   | 3,668 人  | 99 %   | 5,167 人  | 180 %  | 5,552 人  | 201 %  |
| (a)/総数<br>若年者比率  | 23.1 %   | 19.4 %   | -      | 15.8 %   | -      | 14.1 %   | -      | 11.5 %   | -      |
| (b)/総数<br>高齢者比率  | 6.5 %    | 11.3 %   | -      | 18 %     | -      | 28 %     | -      | 35 %     | -      |

図表2 年齢別人口割合の推移（平成2年から平成27年）（国勢調査）

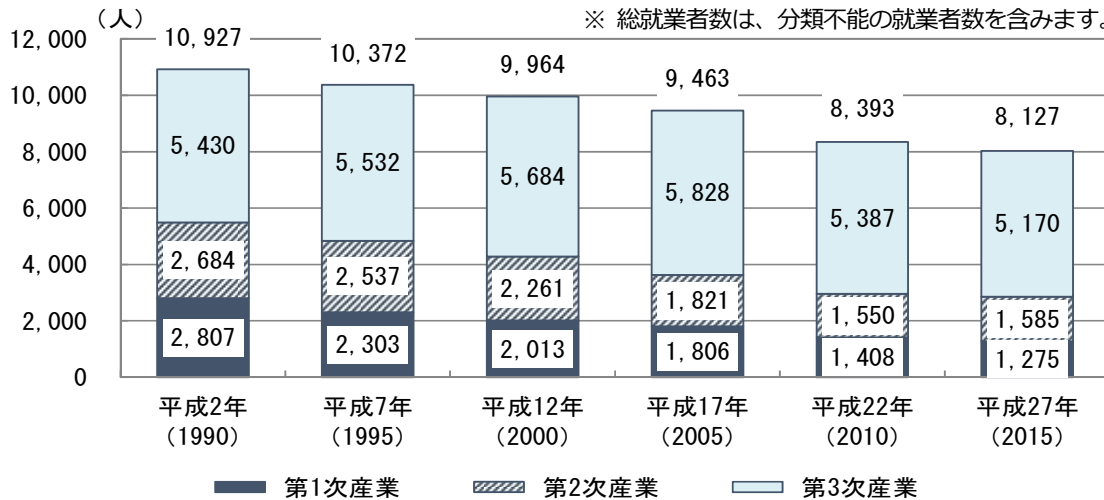


図表3 労働力人口・労働力率の推移  
（平成2年（1990）～平成27年（2015））



図表4 産業別就業者数の推移  
（平成2年（1990）～平成27年（2015））

※ 総就業者数は、分類不能の就業者数を含みます。



図表 5 産業別（大分類）の年齢構成  
（平成 27 年（2015））

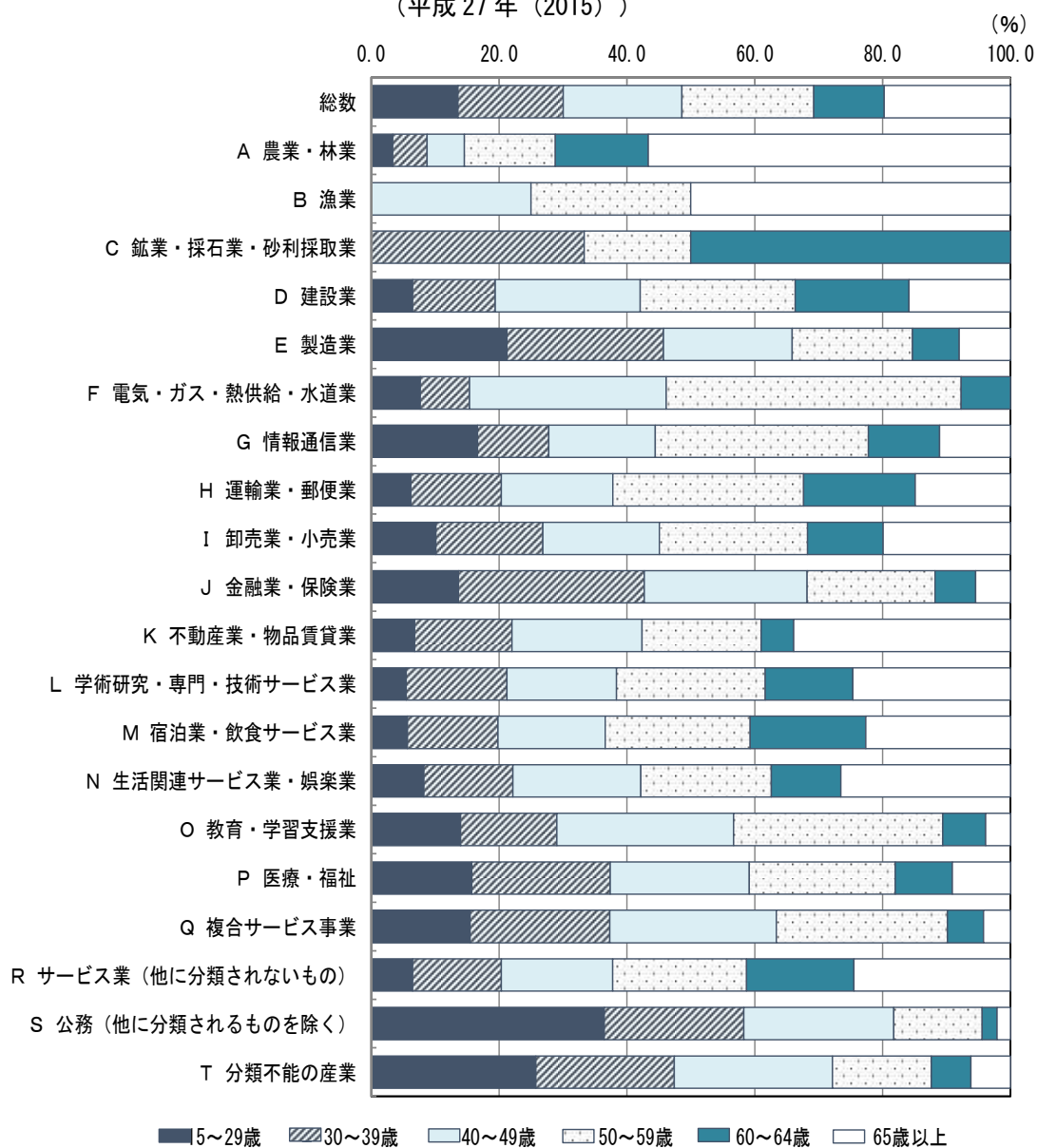
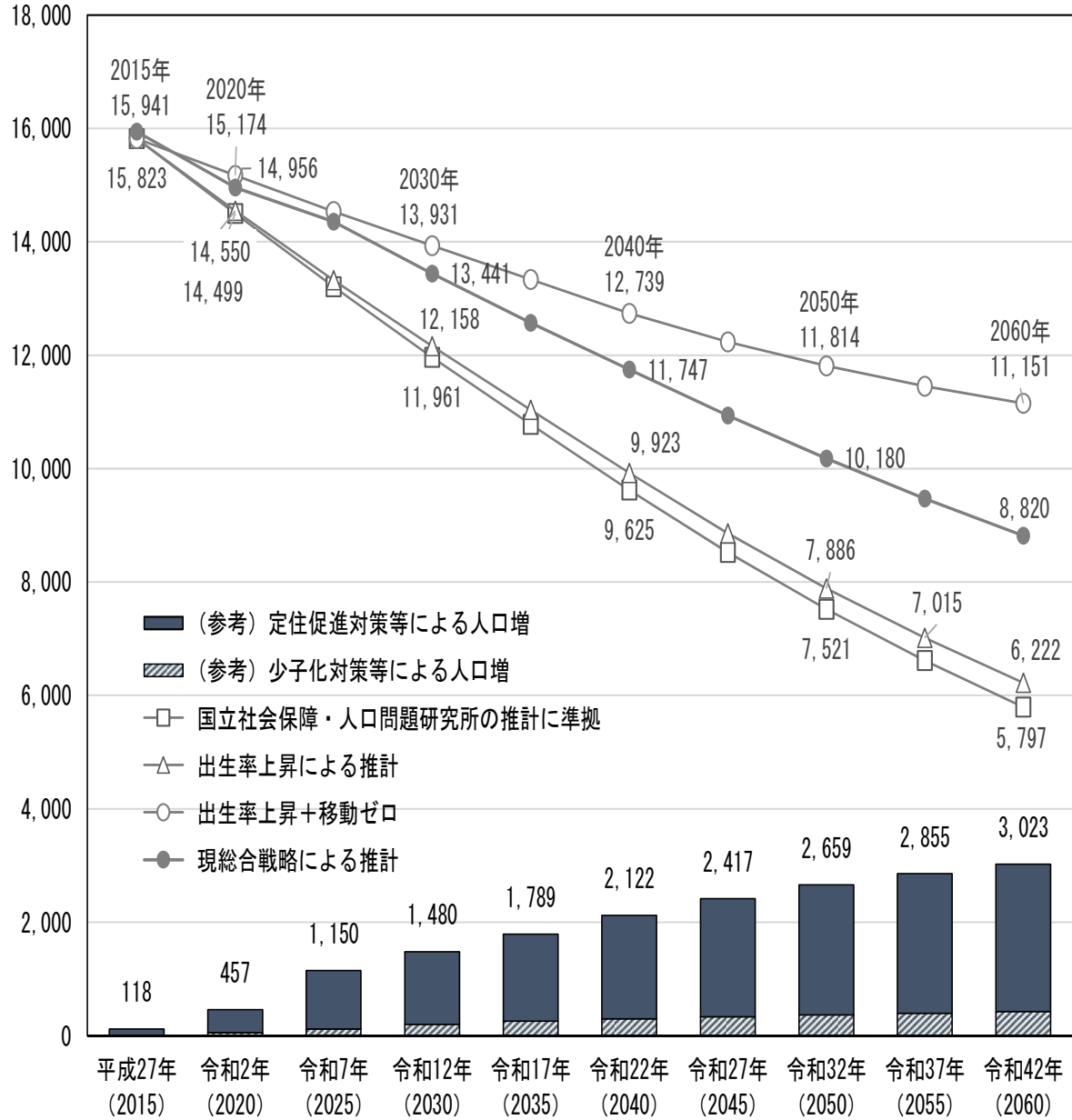


表 1-1 (2) 人口の見通し

(単位：人)



図表 1-1-2 (参考) 現在の将来人口を維持する場合の少子化・定住促進等による人口増(累計)

|        | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 | 2055年 | 2060年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 少子化対策  | 0     | 51    | 120   | 196   | 256   | 298   | 333   | 365   | 396   | 425   |
| 定住促進対策 | 118   | 406   | 1,030 | 1,284 | 1,533 | 1,824 | 2,084 | 2,294 | 2,459 | 2,598 |
| 計      | 118   | 457   | 1,150 | 1,480 | 1,789 | 2,122 | 2,417 | 2,659 | 2,855 | 3,023 |

図表 1-1-3 各パターンの設定について

| 項 目          | 内 容                                                                                                                                                                                     |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 人 研 準 拠    | <b>【合計特殊出生率】</b> ＝社人研の仮定値による。（最近の傾向を踏まえて設定）<br><b>【生残率】</b> ＝社人研の仮定値による。（最近の傾向を踏まえて設定）<br><b>【純社会移動率】</b> ＝社人研の仮定値による。最近の傾向が今後も続くと仮定（※前回は一定程度の移動が縮小すると仮定）                               |
| 出 生 率 上 昇    | ・ 社人研推計準拠において、合計特殊出生率が令和 12（2030）年までに人口置換水準程度（2.1 程度）まで上昇すると仮定した場合のシミュレーション。                                                                                                            |
| 出生率上昇+社会移動なし | ・ 出生率上昇シミュレーションに加え、（直ちに）移動（純移動率）がゼロ（均衡）になることを仮定した場合のシミュレーション。                                                                                                                           |
| 現 総 合 戦 略    | <b>【合計特殊出生率】</b><br>・ 県の目標と整合させ、2040 年を 2.30 で固定し、それぞれの中間年は直線的に増加するように設定。<br><b>【社会移動】</b><br>・ 「社会移動あり」とし、併せて、2025 年を目途に個別案件による 330 人の人口増（自衛隊の教育機関誘致（230 人増）と工業団地への企業誘致（100 人増））を盛り込む。 |

### （３）市町村行財政の状況

#### （ア）行政

本町の行財政運営は令和元年 10 月に玖珠町行財政改革プランを策定し、プランの中で、行政サービス改革、財政運営改革、組織と意識の改革の 3 つを改革の取組の柱としています。町民に真に必要な行政サービスの選択と人材や予算を必要とする政策や施策を重点的に取り組み、抜本的な事務事業の見直しを令和 2 年 1 月から令和 8 年 3 月の期間を推進期間として行い、玖珠町の行財政改革プラン～未来（あした）のために、今日から変えよう！～の実現を目指し、行財政改革に取り組んでいます。

#### （イ）財政

本町の財政状況は平成 22 年度と令和元年度を比較すると、歳入総額は増えているものの、都道府県支出金や地方債の増によるものであり、依然として自主財源は減少傾向にあります。

歳出に関しても医療や福祉といった社会保障関係費が年々増加し、扶助費・公債費の義務的経費は今後も増えていくことが見込まれます。また、基金に関しても全体の基金現在高は、平成 27 年度をピークに減少し、令和元年度の決算は平成 27 年度から 24%減の 38 億 5 千万円程度となっています。減少の大きな要因としては、災害復旧に伴う財政調整基金の繰り入れや、統合中学校の校舎等の建設費用に伴う繰り入れが挙げられます。

経常収支比率については、平成 29 年度に 90%を超え、令和元年度には 95.3%と上昇し、財政の硬直化が見られます。また、実質公債費比率については、普通建設事業の増加に伴い悪化する傾向がみられます。本町における現在の実質公債費率は低くなっていますが、今後の普通建設事業の実施や地方債の発行に際しては注意が必要となります。

このように、本町をめぐる財政状況は厳しいですが、「玖珠町第 6 次総合計画」や「玖珠町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた、まちづくりの目標の実現に向け、成果を出す

必要があります。

(ウ) 主要公共事業等の整備状況

令和元年度末における町道改良率は86.7%、舗装率は94.3%の整備状況であり、今後も重要度、緊急度等を考慮しながら、改良、舗装整備を計画的に進めていきます。

農道については、広域農道を中心として、幹線農道の整備を重点的に進め、農作業の効率化と農産物の流通改善を図っていきます。また、林道整備については、現状の林道としての機能を維持しながら、効率的な経営と森林の適切な管理を図るため、今後も継続して実施します。

上水道については、令和元年度末の水道普及率は63.9%であり、また下水道については生活排水処理施設として合併処理浄化槽整備を推進しており、水洗化率は53.6%となっています。

学校教育施設は、小学校6校、中学校1校、公立幼稚園1園、給食センターが1か所あります。これらの施設は、園児、児童、生徒が過ごす学習の場であり、また、食教育につながる給食を提供しているため、これら施設の、安全・安心の確保は極めて重要です。

校舎や園舎における耐震化や温暖化に対応した教室の空調整備は完了していますが、今後は施設・設備の老朽化に対応するため施設の長寿命化を図る必要があります。

社会教育施設については、主に、玖珠町中央公民館（くすまちメルサンホール）、各地区の自治会館（4か所）、わらべの館、久留島武彦記念館と町内に120の自治公民館があります。また、体育施設として、玖珠町総合運動公園、メルヘンの森スポーツ公園、玖珠町 B&G 海洋センター、旧森中学校体育館、旧北山田中学校体育館とグラウンドについては2か所あり、うち夜間照明は1か所あります。

これらの施設は、地域における社会教育・文化活動・社会体育の拠点や情報交換の場として、地域住民に広く活用されています。利用者が安心、安全に利用できるよう、施設の耐震化や老朽化による長寿命化対策を計画的に実施する必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

|                 | 平成 2 2 年度 | 平成 2 7 年度 | 令和元年度     |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳 入 総 額 A       | 9,559,001 | 9,163,726 | 9,570,076 |
| 一般財源            | 5,132,910 | 5,121,637 | 5,086,760 |
| 国庫支出金           | 1,625,686 | 1,355,894 | 1,463,983 |
| 都道府県支出金         | 925,972   | 859,916   | 946,046   |
| 地方債             | 677,400   | 799,500   | 709,000   |
| うち過疎対策事業債       | 170,300   | 242,600   | 341,000   |
| その他             | 1,197,033 | 1,026,779 | 1,364,287 |
| 歳出総額 B          | 8,819,091 | 8,746,476 | 9,010,565 |
| 義務的経費           | 3,219,154 | 3,470,704 | 3,606,597 |
| 投資的経費           | 2,172,721 | 1,343,837 | 1,619,166 |
| うち普通建設事業        | 2,162,217 | 1,303,202 | 1,406,029 |
| その他             | 3,427,216 | 3,931,935 | 3,784,802 |
| 過疎対策事業費         | 298,425   | 371,248   | 716,514   |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 739,910   | 417,250   | 559,511   |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D   | 299,385   | 81,548    | 30,840    |
| 実質収支 C-D        | 440,525   | 335,702   | 528,671   |
| 財 政 力 指 数       | 0.35      | 0.34      | 0.36      |
| 公 債 費 負 担 比 率   | 10.7      | 10.7      | 10.7      |
| 実 質 公 債 費 比 率   | 7.2       | 4.0       | 2.8       |
| 起 債 制 限 比 率     | 4.0       | 2.9       | 2.7       |
| 経 常 収 支 比 率     | 82.1      | 89.8      | 95.3      |
| 将 来 負 担 比 率     | -         | -         | -         |
| 地 方 債 現 在 高     | 7,115,023 | 6,962,658 | 7,748,386 |

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

| 区分                 | 昭和 55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成 12<br>年度末 | 平成 22<br>年度末 | 令和元<br>年度末 |
|--------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| 市町村道               |              |             |              |              |            |
| 改良率 (%)            | 49.3         | 73.8        | 79.9         | 84.5         | 86.7       |
| 舗装率 (%)            | 53.2         | 82.3        | 89.5         | 93.4         | 94.3       |
| 農道                 |              |             |              |              |            |
| 延長                 |              |             |              | 93,701       | 90,606     |
| 耕地 1ha 当たりの農道延長    | 66           | 60.2        | 60.5         |              | -          |
| 林道 (m)             |              |             |              |              |            |
| 延長                 |              |             |              | 45,742       | 51,412     |
| 林野 1ha 当たりの林道延長    | 16.2         | 6.5         | 12.9         |              | -          |
| 水道普及率 (%)          | 56.7         | 61.4        | 67.2         | 66.6         | 63.9       |
| 水洗化率 (%)           |              |             | 17.5         | 64.0         | 53.6       |
| 人口千人当たりの病院・診療所の病床数 | 0.9          | 11.1        | 10.6         | 10.9         | 12.3       |

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

本町の過疎の経過については、昭和 55 年の過疎地域振興特別措置法により過疎地域となり、特に、町道や農業基盤の整備、交通、生産基盤の強化を図ってきました。昭和 50 年から昭和 55 年にかけて玖珠駐屯地の増員等により人口が増加したため、平成 2 年の過疎地域活性化法で非過疎地域となりましたが、少子高齢化、人口減少社会の到来により、再び過疎地域となり、産業基盤の確立、交通通信対策等を積極的に推進してきました。

このような、社会情勢の変化や本町の課題解決のため、平成 23 年度からの 10 年間の計画期間とする玖珠町第 5 次総合計画の将来像を「自然を愛し、子どもとともに 夢を育み誇りを持てる 心のふるさと 玖珠～童話の里づくりを引き継ぐ玖珠町～」として、その目標達成に向けたまちづくりを進めてきました。その目標年次を令和 2 年度に迎え、その間、少子高齢化の急速な進行、地球的規模での環境問題、高度情報通信社会の到来と新たに新型コロナウイルス感染症等、社会経済情勢は大きく変化し、変革の時期を迎えています。これらの情勢に対応するためには財政状況等を勘案しながら、各種の政策課題に対して住民と行政との協働のもと、新しい時代にふさわしい「真に自立可能・持続可能な玖珠町」の創造を進めていく必要があります。令和 3 年度から施行された玖珠町第 6 次総合計画を基に本町の抱える課題を解決する方策を導き、長期的なまちづくりを進めています。

本町の高齢化については全国・大分県全体を上回るペースで到来しており、このような社

会経済環境の変化への対応と本町の特性を生かし、総合計画との整合性に配慮しながら、豊かで明るい童話の里づくりと活力あるまちづくりを、引き続き展開していきます。そこで、第6次総合計画の将来像を次のとおりに設定し、住民と行政の総意と協力によって本計画の実現を目指します。

#### まちの将来像

### 次代を担うこどもとともに 未来をつくるまち ～住んでよかった童話の里～

#### (基本的な施策)

- 1 地域に活力があふれるまちづくり（住民協働・地方創生・男女共同参画）
  - ・住民協働・地域コミュニティの充実
  - ・まち・地域づくりの担い手の育成
  - ・移住・定住の促進
  - ・関係・交流人口の創出
  - ・男女共同参画社会の実現
- 2 健やかに自分らしく生きるまちづくり（保健・福祉・人権）
  - ・健康づくり・保健衛生の充実
  - ・地域福祉の充実
  - ・子育て支援の充実
  - ・高齢者福祉の充実
  - ・障がい者福祉の充実
  - ・人権尊重社会の実現
- 3 未来へつなぐひとづくり（教育・文化）
  - ・幼児・学校教育の発展と青少年の健全育成
  - ・生涯学習の推進
  - ・文化財の保護と活用
- 4 にぎわいと活気を興すしごとづくり（産業・地域経済）
  - ・農林業の振興
  - ・商工業の振興
  - ・観光の振興
- 5 住み続けたいまちづくり（都市基盤・環境保全・生活環境・安全安心）
  - ・都市機能の整備（公共交通・道路・上下水道・情報通信基盤）
  - ・循環型社会・環境保全の取組
  - ・土地利用・景観保全の取組
  - ・生活基盤の整備（住まい・新しい生活様式・公園・緑地）

## 6 明日を築くまちづくり（行財政運営）

- ・健全な行財政運営
- ・適正な公共施設等の維持管理
- ・玖珠美山高校の存続の取組

### SDGs の取組

SDGs は地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

SDGs の目標（ゴール）は世界共通の目標であり、本町の掲げる目標とはスケールが異なりますが、目指すべき方向性は同じものと考えられるため、本計画においても、こうした流れを踏まえた取組を推進します。



SDGs（17の目標）の概要

|                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>               | <p><b>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b></p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>                                   |
| <p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>                | <p><b>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b></p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産等の食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p> |
| <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>          | <p><b>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する教育</b></p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>                      |
| <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>         | <p><b>すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</b></p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割が非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>                |
| <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>       | <p><b>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化(エンパワメント)を行う</b></p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>             |
| <p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>       | <p><b>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b></p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>                              |
| <p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  | <p><b>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</b></p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>       |

|                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>8 働きがいも<br/>経済成長も</p>        | <p><b>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</b></p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p> |
| <p>9 産業と技術革新の<br/>基盤をつくろう</p>   | <p><b>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</b></p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援等を盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>                   |
| <p>10 人や国の不平等を<br/>なくそう</p>     | <p><b>各国内及び各国間の不平等を是正する</b></p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>                                                                     |
| <p>11 住み続けられる<br/>まちづくりを</p>  | <p><b>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b></p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たしえる役割は益々大きくなっています。</p>                        |
| <p>12 つくる責任<br/>つかう責任</p>     | <p><b>持続可能な生産消費形態を確保する</b></p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや4Rの徹底等、住民対象の環境教育等を行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>                             |
| <p>13 気候変動に<br/>具体的な対策を</p>   | <p><b>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b></p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、すでに多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>                                          |
| <p>14 海の豊かさを守ろう</p>           | <p><b>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b></p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通じて海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>                               |

|                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>15 陸の豊かさも<br/>守ろう</p>             | <p><b>陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b></p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p> |
| <p>16 平和と公正を<br/>すべての人に</p>          | <p><b>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</b></p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>                |
| <p>17 パートナースhipで<br/>目標を達成しよう</p>  | <p><b>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</b></p> <p>自治体は公的/民間セクター、住民、NGO/NPO等多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>                                |

参考：一般社団法人 建築環境・省エネルギー機構

「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)-導入のためのガイドライン-

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

| 指標名                 | 現況値                    | 目標値                    |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 玖珠町の人口              | 15,823 人<br>(H27 国勢調査) | 14,357 人<br>(令和 7 年)   |
| 経常収支比率              | 95.3<br>(令和元年)         | 96.8<br>(令和 7 年度)      |
| 地方債残高               | 7,847 百万円<br>(令和元年)    | 6,538 百万円<br>(令和 7 年度) |
| 住民の幸福度※<br>(10 点評価) | 6.5 点<br>(令和元年)        | 7 点<br>(令和 7 年度)       |
| 総合的な暮らしやすさ※         | 66.1%<br>(令和元年)        | 73%<br>(令和 7 年度)       |
| 定住意向※               | 82.3%<br>(令和元年)        | 86.1%<br>(令和 7 年度)     |

※令和元年 8 月に実施した住民アンケートの結果から

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

PDCA サイクルを基本として、施策事業の進捗管理、実施後の検証、各団体の代表で構成される玖珠町総合行政審議会での審議や検証を毎年度行います。

また、住民に町政をわかりやすく伝え、関心を持ってもらえるよう、施策評価の結果についても毎年度、玖珠町ホームページで公表するほか、計画最終年には、まちづくりの基本指標である住民の幸福度、暮らしやすさの指標、人口推移状況等について検証を行い、まちづくり全体を総合的に評価します。

図表 PDCAサイクルによる計画の推進



## (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とします。

## (8) 公共施設総合管理計画との整合

本計画では、「玖珠町公共施設総合管理計画（以下、「公共施設等総合管理計画」という）」における基本的な方針に則り、公共施設の整備に努めます。

なお、本計画に記載されたすべての公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画に適合します。

地方公会計における固定資産台帳（平成25（2013）年度）を基に将来の施設整備費（雇用費用等）について推計し、財政シミュレーションを行った場合、持続可能で健全な維持管理を実現する（金融資産を平成27（2015）年度と同等の水準に保つ）ためには、今後30年間に於いて施設整備費（更新費用等）及び行政コスト（維持管理費用）を約154億円削減することが必要となります。

本町では、適切な公共施設サービスを提供し続けていくために、公共施設等の管理に関する基本方針を定め、それに基づく公共施設の安全性の確保や適正配置の検討による公共施設等のマネジメントを行い、施設の長寿命化並びに施設機能の統廃合や集約化、公民連携（PPP/PPF等の民間活力の活用等）、近隣市町村との公共施設の相互利用等についても検討したうえで、住民ニーズに対応した効率的、効果的な管理の実現を目指します。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



### (1) 現状と問題点

#### (ア) 移住・定住

本町では、移住者支援関連の補助事業を拡充する等、移住者支援の取組を強化しています。地方への移住希望者については、今後増加していくと推測されるため、移住者の受け入れ先となり得る空き家の活用戶数の確保と、移住定住を促進する観点からも、住宅の確保に関する魅力的な制度や支援方策について情報発信を行う必要があります。

移住者の受入に必要となる住居は、既存の空き家を有効活用しながら取り組む必要があるため、空き家情報バンク制度に登録する空き家の掘り起こし等、住まいに関する受入れ体制の整備を図る必要があります。

若者の定住支援に向けて、移住定住促進に向けた施策を、効率的かつ効果的に展開する横断的な体制づくりや施策展開を行います。

令和3年に策定した「玖珠町立地適正化計画」の目的を踏まえ、医療施設、福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、都市全体の構造を見直す、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要となっており、居住機能や都市機能の適正な立地と誘導を図りながら、移住定住の取組を推進します。

#### (イ) 地域間交流

地域間交流については、人口減少とともに、まち・地域づくりの担い手が不足することが懸念されます。こうした状況は、地域の活性化やコミュニティ、集落機能の低下につながる重大な課題であり、地域に根づく人づくりが求められます。

#### (ウ) 人材育成

まち・地域づくりの主体となるのは「そこに住む住民」であり、人口減少とともに、まち・地域づくりの担い手が不足することが懸念されます。こうした状況は、地域の形骸化やコミュニティ、集落機能の低下につながる重大な課題であり、地域に根づく人づくりが求められます。また、本町の自然・歴史・文化と積極的に関わり、地域の人と交流することで、本町で育ったことへの誇りをもち、未来を担う子ども・若者・大人の育成が重要となります。

### (2) その対策

#### 〈移住・定住〉

本町の豊かな自然環境や歴史・文化等の魅力を町内外に発信し、また、都市圏で開催される、移住フェアやセミナー等で移住希望者と接点をもつことで、本町への移住者を増やします。移住希望者に対しては、お試し住宅の活用と、創業、就業の支援を行い、移住者を受入れます。

移住希望者への生活支援については、本町の基幹産業である農業を軸にし、農産物の栽培・経営技術の習得やファーマーズスクールによる就農支援を行い、移住者が本町で生活できるための支援を行います。

移住・定住者が安心して、地域の一員となるよう、移住者が仕事をしながら、地域と関わり、住み続けやすいまちづくりを目指すとともに、就学や就職等で町外に出た本町で育った子どもたちがいずれ玖珠町に戻ってくるための定住支援を行います。

#### 〈地域間交流〉

本町との関わりの深い市町村との地域交流を継続します。また、町内にある体育施設を活用し、各種スポーツ大会を通じて町外の選手や団体との交流を行います。

町の観光施設である「憩いの森」や「三日月の滝公園」を活用し、体験型の都市交流や、短期滞在型観光による交流人口の拡大を図ります。

#### 〈人材育成〉

地域おこし協力隊によるコミュニティ活動や、集落支援員による集落対策活動等を通じて、ともにまちづくり・地域づくりを担う人材の発掘、育成を行います。

住民や団体が行う、まちづくりの活動を支援し、人材の育成を行います。

若い世代が季節の作業や行事等を通じて地域との関わりをもち、地域を担う人材として育

つまちづくりを行います。

| 成果指標名                 | 現況値              | 目標値               | 成果指標の説明               |
|-----------------------|------------------|-------------------|-----------------------|
| 玖珠町の移住支援を活用した<br>移住者数 | 20 人<br>(令和 2 年) | 50 人<br>(令和 7 年度) | 玖珠町の移住支援を活用した<br>移住者数 |

### (3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

| 持続的発展区分                       | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容                                          | 事業主<br>体 | 備考 |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------|----------|----|
| 2 移住・定住・地域<br>間交流の促進、人<br>材育成 | (1) 移住・定住             | お試し住宅の整備                                      | 玖珠町      |    |
|                               | (4) 過疎地域持<br>続的発展特別事業 |                                               | 玖珠町      |    |
|                               | 移住・定住                 | 移住支援対策（空き家対策）                                 |          |    |
|                               |                       | まちの賑わい・居住空間魅力化創<br>出事業                        | 玖珠町      |    |
|                               |                       | 地域おこし協力隊事業                                    | 玖珠町      |    |
|                               |                       | UIJ ターン就職促進事業                                 | 玖珠町      |    |
|                               | 人材育成                  | 親元就農給付金（準備型・開始型）<br>玖珠町住民が創る「くす魅力化向<br>上」推進事業 | 玖珠町      |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中長期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

### 3. 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### (ア) 農林業



本町における農業生産は、気象条件を活かした水稻と畜産（繁殖）・夏秋野菜（キュウリ、ピーマン、トマト）や花卉（バラ、トルコギキョウ、キク等）等の複合経営を主体とする農業生産を展開していますが、輸入農産物の増加、産地間競争、消費者ニーズの多様化等により、厳しい経営となっています。水稻については、「ひとめぼれ」において、全国食味ランキングで最高賞の「特A」を平成30年まで3年連続で受賞する等、米づくりの産地として知名度も広がりつつありますが、高齢化や担い手不足により、水稻の生産量が減少しています。また、農業従事者の担い手不足による影響は、中山間地域等の生産性が非効率な条件不利地を中心に、耕作放棄の傾向があり、耕作放棄地の拡大が懸念されます。

農道、農業用水路等は、農業生産活動の継続のために、適切な維持・管理等の計画的な更新が不可欠ですが、人口減少や高齢化による担い手不足、集落機能の弱体化により、施設の維持管理の負担は増加することが懸念されます。

農業用のため池や水路施設の経年劣化や老朽化による、堤体の漏水や浸食等が見受けられることから、これら施設の適切な整備、修繕を図る必要があります。

林業についても、森林は、林産物の供給等の多面的機能を有しており、森林本来の機能を持続的に発揮していくために、健全な森林へと誘導し、効率的に整備を進める必要があります。

畜産業については、肉用牛の繁殖飼養戸数が減少しているものの、頭数は現状維持の状態で推移しているほか、肥育牛の頭数は増加しています。一方で、乳用牛の飼養戸数及び頭数はともに減少しており、養豚及び養鶏についても減少傾向にあります。玖珠家畜市場の存続のためにも、飼養頭数の増頭や優良な繁殖雌牛の維持が求められます。また、畜産農家においても高齢化や後継者不足が進行しており、畜産農家戸数を維持するためには、畜産農家の省力化等の取組が急務の課題となっています。

有害鳥獣による農作物への被害は、農業従事者の生産意欲の低下や耕作放棄地の増大につながる深刻な課題となっています。町内においても依然として被害が発生していることから、被害防止効果の高い対策を進める等、集落全体で取り組む必要があります。

##### (イ) 商業・サービス業

本町における、商業・サービス業は、町内の産業の半数以上を占めている業種であり、域内経済の循環を促し、町内の賑わいや活気を興す産業として位置づけられています。多くは個人事業者であり、新規創業者の大半は飲食等のサービス業となっています。一方、事業者の高齢化に伴う廃業や、それに伴う空き店舗の老朽化の対応とともに、創業や事業承継に対

する支援を継続して行う必要があります。また、全国的に広がりを見せているキャッシュレス化、IT化への対応等、各事業者の経営基盤の安定につながる取組が求められます。

#### （ウ）工業

本町の工業は、人件費の高騰、慢性的な労働力不足等により、地域経済と雇用を支える町内の事業所数は減少傾向にあります。各事業所の経営基盤の安定による持続的な発展につなげるため、労働力の確保を図るとともに、経営基盤の安定化や強化を図り、工業の振興を図る必要があります。

また、地元企業への就職につなげるために、UIJ ターン促進補助金や町内に立地する企業間の連携を促進する等、産業振興に引き続き、取り組む必要があります。

#### （エ）企業誘致

玖珠工業団地においては、残工区（東側）の誘致を進めています。一方で、工業団地以外の中小規模の工場用地が不足しているため、中小の工場用地を希望する事業者のニーズに対応することが求められています。

旧森中学校校舎を活用した IT 人材の育成施設の開設が進む等、新たな活力が地域に定着しつつあります。

#### （オ）雇用

本町を取り巻く雇用状態については、求人企業と求職者が希望する職種の不一致や、希望する職種の不足等により、雇用のミスマッチが生じています。町内外の若者を中心とした UIJ ターンにつながる取組を行い、町内企業の魅力、技術等を積極的に情報発信する必要があります。

#### （カ）観光

本町の観光については、「テーブルマウンテン」と称される「万年山」「岩扇山」「伐株山」等珍しい形をしたメサと呼ばれる山々と「清水瀑園」や「三日月の滝」、「慈恩の滝」等の名瀑（めいばく）が数多くあり、これらの自然環境を活かした観光の振興に加え、国の登録有形文化財・近代化産業遺産である「旧豊後森機関庫」、「旧豊後森機関庫転車台」、国指定史跡「角牟礼城跡」等、本町の有効な観光・交流資源を活用した観光の振興に取り組む必要があります。これらの施設を活用した観光関連事業者の自主的・主体的な取組を促進しながら、観光メニュー（コンテンツ）の充実を支援し、全町のコーディネートを進めることによって、経済の好循環を生む産業構造にしていくことが求められます。さらに、観光客が周遊しやすいよう、観光地を結ぶ周遊ルートの整備と周遊手段を確保するための交通対策が必要となります。

## (2) その対策

### 〈農業・林業・畜産業〉

農業委員会と連携し、農業の担い手に対し、農地の集積・集約化を積極的に進め、耕作放棄地の発生防止、解消を図ります。また、計画的な土地利用の推進と他の用途への転用を規制するとともに、圃場整備等の土地改良事業を行った農地については、農業生産性の高い農地の有効利用を行い、優良農地の確保に努めます。

農業後継者及び担い手の育成・確保に対する取組については農業の魅力を町内外に発信し、就農希望者の発掘を行います。新規就農者に対しては、ファーマーズスクールを開催し、新規就農者の育成と必要な情報を提供することで、農業による経営・生活基盤の確立ができるようサポートを行います。

農業経営安定化への取組については、本町の農業施策を反映する産地化を目指す品目の重点的な支援と6次産業化を推進しながら、農産物に付加価値をつける取組を行います。また、JA等の関係機関と連携し、農産物の生産拡大と出荷体制の強化、販路開拓・拡大に取り組み農業者の所得の安定と向上に向けた支援を行います。

中山間地域を中心に農地生産基盤の整備を行い、効率的かつ安定的な農業生産と良好な営農条件を備えた生産基盤を行います。また、農業に欠かせない水路や、ため池の整備を行い農業用水の確保を図ります。

減少する畜産農家に対しても後継者や担い手の確保が必要であるためIoTを活用し、省力化を図るとともに、肉用牛経営の向上や安定につながる取組を行います。

鳥獣被害防止対策として、集落全体で鳥獣侵入防止柵等の整備を行います。また、地元猟友会と連携し、有害鳥獣の適切な個体数管理を行います。

### 〈商工業・雇用〉

空き店舗を活用し、新たな創業者の発掘を図るとともに、商工会や観光協会等と連携し、農商工連携の促進や住民の日常生活に密着した商品・サービスの開発等に対して支援を行うことで地域経済や商店街が活性化する取組を支援します

創業や事業承継に対する支援を行い、地域産業への新たな活力や魅力ある産業が育つ環境整備とそこから創出される人材の育成の取組を行います。

企業誘致を推進し、雇用の確保を図ることで人口の社会減を縮小します。

### 〈観光業〉

本町の観光資源の魅力向上のため、観光客の対象を絞り込み、集中的かつ効果的な環境整備を行います。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用し、「いつてみたい、いつてよかった、またいきたい」と思わせるための効果的な観光情報発信を行います。

本町を訪れた観光客が買い物や飲食等により町内で消費をするためには、滞在時間を増や

す取組が必要であるため、町内の観光地を巡る周遊ルートの整備を行うとともに、観光客が手軽に利用できるバス、ガイドタクシー等、町内の交通事業者と連携した取組を行います。

近隣の市町村と連携した、広域型の観光周遊ルートの確立も検討します。

| 成果指標名                       | 現況値                  | 目標値                   | 成果指標の説明                     |
|-----------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 危険ため池緊急整備箇所                 | 5/49 か所<br>(令和 2 年度) | 8/49 か所<br>(令和 7 年度)  | 危険ため池緊急整備箇所                 |
| 認定農業者、新規就農者、<br>集落支援組織の経営面積 | 479ha<br>(令和 2 年度)   | 621ha<br>(令和 7 年度)    | 認定農業者、新規就農者、<br>集落支援組織の経営面積 |
| 新規就農者数                      | 1 人<br>(令和 2 年度)     | 6 人<br>(令和 7 年度)      | 新規就農者数                      |
| 飼養頭数<br>(繁殖雌牛)              | 1,819 頭<br>(令和元年度)   | 1,900 頭<br>(令和 7 年度)  | 飼養頭数<br>(繁殖雌牛)              |
| 飼養頭数<br>(乳用牛)               | 290 頭<br>(令和元年度)     | 300 頭<br>(令和 7 年度)    | 飼養頭数<br>(乳用牛)               |
| 農作物への鳥獣被害額                  | 7,691 千円<br>(令和元年度)  | 7,306 千円<br>(令和 7 年度) | 農作物への鳥獣被害額                  |
| 玖珠町創業支援等事業計画に<br>基づく年間創業者数  | 5 件<br>(令和元年度)       | 7 件<br>(令和 7 年度)      | 玖珠町創業支援等事業計画に基<br>づく年間創業者数  |
| 既存誘致企業の年間増設数<br>及び年間新規立地件数  | 2 件<br>(令和元年度)       | 2 件<br>(令和 7 年度)      | 既存誘致企業の年間増設数<br>及び年間新規立地件数  |
| 玖珠町の観光施設の来客者数               | 876 千人<br>(令和元年度)    | 1,500 千人<br>(令和 7 年度) | 玖珠町の観光施設の来客者数               |

## (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>区分 | 事業名<br>(施設名)                | 事業内容                                 | 事業主体         | 備考 |
|-------------|-----------------------------|--------------------------------------|--------------|----|
| 3 産業の<br>振興 | (3) 経営近代<br>化施設<br><br>農業   | 中山間地域総合整備推進事業<br>(玖珠2期)              | 大分県          |    |
|             |                             | 農村地域防災減災事業                           | 大分県          |    |
|             |                             | 危険ため池緊急整備事業                          | 大分県          |    |
|             |                             | ため池調査計画事業                            | 玖珠町          |    |
|             |                             | 防災重点農業用ため池整備事業                       | 玖珠町          |    |
|             |                             | 農業水利施設保全合理化事業<br>(旧基幹ストマネ)(負担金)      | 大分県          |    |
|             |                             | 地域農業水利施設ストック公共施設マネ<br>ジメント事業(地域ストマネ) | 玖珠町          |    |
|             |                             | 多面的機能支払い交付金事業                        | 玖珠町          |    |
|             |                             | 農業体質強化基盤整備促進事業<br>(天道第一地区)           | 玖珠町          |    |
|             |                             | 農業体質強化基盤整備促進事業<br>(浦河内地区)            | 玖珠町          |    |
|             |                             | 農業体質強化基盤整備促進事業<br>(田中井路堰)            | 玖珠町          |    |
|             |                             | 畜産センター・キャトルステーション設<br>置事業            | 玖珠町          |    |
|             |                             | 玖珠町有機センター改修事業                        | 玖珠町          |    |
|             | 林業                          | 森林環境保全整備事業<br>(林道山浦線側溝改修工事)          | 玖珠町          |    |
|             |                             |                                      |              |    |
|             |                             |                                      |              |    |
|             | (4) 地場産業<br>の振興<br><br>生産施設 | 鳥獣被害防止総合支援事業<br>(鳥獣処理施設)             | 玖珠町<br>(事業者) |    |
|             | (5) 企業誘致                    | 玖珠工業団地造成関連公共事業<br>サテライトオフィス整備推進事業    | 玖珠町<br>玖珠町   |    |
|             | (9) 観光又は<br>レクリエーショ         | 豊後森機関庫公園整備事業<br>伐株山駐車場・観光トイレ整備事業     | 玖珠町<br>玖珠町   |    |

|  |                                              |                                            |                       |  |
|--|----------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------|--|
|  | ン<br>(10) 過疎地域<br>持続的発展特別<br>事業<br><br>第1次産業 | 三日月の滝公園整備事業                                | 玖珠町                   |  |
|  |                                              | 肉用牛経営安定対策事業<br>(畜産施設整備支援事業・肉用牛受精卵<br>実証事業) | 玖珠町<br>(畜産農家)         |  |
|  |                                              | 強い農業・担い手づくり総合支援対策事<br>業                    | 玖珠町<br>JA<br>認定農業者    |  |
|  |                                              | 肉用牛大規模経営体育成事業                              | 玖珠町<br>(畜産農家)         |  |
|  |                                              | 肉用牛繁殖経営体確保・働き方改革推進<br>事業                   | 玖珠町<br>(畜産農家)         |  |
|  |                                              | 肥育・繁殖牛生産性向上対策事業                            | 玖珠町<br>(畜産農家)         |  |
|  |                                              | 活力あふれる園芸産地整備事業<br>(新規就農者育成対策)              | 玖珠町<br>(新規就農者)        |  |
|  |                                              | 鳥獣被害防止総合対策支援事業                             | 玖珠町                   |  |
|  |                                              | 鳥獣被害防止総合対策捕獲支援事業                           | 玖珠町                   |  |
|  |                                              | 酪農支援対策施設整備事業                               | 玖珠町                   |  |
|  |                                              | 日本型直接支払い制度<br>(多面的機能支払い交付金)                | 玖珠町                   |  |
|  |                                              | 乳用牛保留促進推進事業                                | 玖珠町<br>(畜産農家)         |  |
|  |                                              | ファーマーズスクール<br>(新規就農支援事業)                   | 玖珠町<br>(新規就農<br>希望者等) |  |
|  |                                              | 森林環境保全直接支払支援事業(造林)<br>再造林事業                | 玖珠町<br>(林業従事者)        |  |
|  |                                              | 森林環境保全直接支払支援事業(造林)                         | 玖珠町                   |  |
|  |                                              | シカ被害防止ネット事業助成                              | (林業従事者)               |  |
|  |                                              | 土地改良区適正化事業助成事業                             | 玖珠町<br>玖珠町土地<br>改良区   |  |
|  |                                              | 原木椎茸安定化対策事業                                | 玖珠町                   |  |

|  |          |                   |         |  |
|--|----------|-------------------|---------|--|
|  | 観光       | ビニールハウス補助事業       | (椎茸生産者) |  |
|  |          | 「憩いの森」維持管理事業      | 玖珠町     |  |
|  | 企業誘致     | 玖珠町企業立地促進助成金事業    | 玖珠町     |  |
|  |          | 玖珠工業団地企業立地促進助成金事業 | 玖珠町     |  |
|  | (11) その他 | 道の駅「童話の里くす」施設整備事業 | 玖珠町     |  |
|  |          | 道の駅「慈恩の滝くす」維持管理事業 | 玖珠町     |  |

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進地域 | 業種                                     | 計画期間               |
|----------|----------------------------------------|--------------------|
| 玖珠町内全域   | ①製造業<br>②情報サービス業<br>③農林水産物等販売業<br>④旅館業 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(2)(3) のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

(道の駅 童話の里くす・慈恩の滝くす)

道の駅については、産業振興・交流人口の拡大、情報発信の拠点として、適切な維持管理を行いながら、今後も活用します。

指定管理者制度による効果を明確化し、多様化する利用者ニーズに即した事業展開等の工夫等、より効果的な管理運営を行います。

(玖珠町有機センター)

本町における総合的な畜産環境対策と畜産振興の観点からも必要な施設ですが、指定管理者（法人）の構成員の減少に伴う厳しい現状を打開するため、和牛堆肥処理についても受け入れることも協議・検討し、より良い施設維持管理体制を検討します。

## 4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

(ア) 情報基盤の整備

スマートフォンやタブレット等の情報通信機器は、情報の収集を行うだけでなく、緊急時



の連絡手段としても活用されています。これらの端末は、重要な生活インフラとなっており、こうした情報通信を支えるため、光ケーブル通信網の整備や携帯電話の不感地域の解消に取り組み、引き続き地域の活性化や暮らしの安全の確保等、格差のない情報基盤の整備が求められます。

#### (イ) 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会が大きく変革しています。今後、新型コロナウイルスとの共存を余儀なくされる with コロナ時代を見据え、ICT（情報通信技術）を活用したオンラインによる経済活動、生産活動、医療、教育、働き方、コミュニティ等のデジタルトランスフォーメーション（DX）※<sup>1</sup>が加速していきます。このため、様々な場面において多様な選択肢が提供でき、幅広い世代に対応した新しい生活様式を構築・実践していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策の観点も含め「3密対策」「非接触」等のための社会的な環境整備、文化・教育活動、医療や買い物といった移動に対する新しい生活様式の確立、事業構造の改革を行い、オンライン化によるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、生活利便性の向上と新たな価値の創出を図ります。

#### (2) その対策

##### 〈情報基盤の整備〉

情報基盤の整備に向けた生活環境を充実させるため、5G（第5世代移動通信システム）を産業につなげる取組を行います。また、町民に情報格差が生じないようにするため、町内の一部の山間部等、携帯電話等の不感地域において、その解消に向けた基盤整備を行います。

公共施設の Wi-Fi の設置等についても検討します。

##### 〈新しい生活様式〉

新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、事業構造の改革を行い、オンライン化によるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、生活の利便性の向上と新たな価値の創出を図ります。

本町のすべての住民がデジタル化やオンライン化に対応できるように講座や支援を行います。

#### ※1 デジタルトランスフォーメーション（DX）

**単なるデジタル化やIT化ではなく、デジタル技術を主担として用い、事業の働き方に革命的な変化をもたらすこと。デジタル技術を手段とし、ワークスタイルやライフスタイルの変革、市場開拓、新たな価値の創造を実現する意味合いを持っています。**

| 成果指標名            | 現況値  | 目標値  | 成果指標の説明            |
|------------------|------|------|--------------------|
| 携帯電話等不感地域<br>箇所数 | 4 か所 | 3 か所 | 携帯電話等の不感地<br>域の箇所数 |

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展区分         | 事業名<br>(施設名)                        | 事業内容                                                                  | 事業主体       | 備考 |
|-----------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------|----|
| 4 地域における<br>情報化 | (1) 電気通信施設等情<br>報化のための施設<br>通信用鉄塔施設 | 携帯電話等の不感エリア<br>の解消事業                                                  | 玖珠町        |    |
|                 | 防災行政用無線施設                           | 防災行政無線デジタル化<br>整備事業                                                   | 玖珠町        |    |
|                 | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>デジタル技術活用   | 社会教育施設（メルサン<br>ホール）社会体育施設（B<br>&G 海洋センター・総合<br>運動公園等）施設予約シ<br>ステム更新事業 | 玖珠町        |    |
|                 |                                     | デジタル化推進事業<br>公共施設等 WI-FI 設置事<br>業                                     | 玖珠町<br>玖珠町 |    |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中長期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保



### (1) 現況と問題点

#### (ア) 道路

利用度が高く最も身近な町道については、緊急性、安全性等を考慮しながら随時整備等を行います。また、計画的かつ効果的な維持管理を行います。

#### (イ) 地域公共交通

町内の公共交通については、まちなか循環バス・ふれあい福祉バス・小型乗合バスと民間の路線バスが運行していますが、利用者は年々減少しており、また、運転士等の人件費やバス等の維持管理費等が年々上がっているため、町の財政負担も増加しています。

町の周辺部においては交通空白地域もみられることから、バスの利用状況やバスの利用希望者の把握を行い、路線の見直しやスクールバスの活用等、利用者の利便性の向上と乗車人数の増加につながる取組を行います。

### (2) その対策

#### 〈道路〉

幹線道路と町道とのアクセス強化や交通の円滑化、機能性の高い道路網整備を進めるため、町道の改良、舗装、維持補修を計画的に実施します。

また、農作物の輸送時間の短縮のため広域農道の延長や改良を実施します。

#### 〈地域公共交通〉

本町が運行しているコミュニティバス（まちなか循環バス、ふれあい福祉バス、小型乗合バス）や民間のバス、タクシー、スクールバス等全ての移動手段を活用し、地域公共交通を利用する住民の利便性の向上を図り、利用者を増やす取組を行います。

| 成果指標名         | 現況値                 | 目標値                 | 成果指標の説明               |
|---------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
| コミュニティバスの利用者数 | 19,894 人<br>(令和元年度) | 21,000 人<br>(令和7年度) | 玖珠町が運営するコミュニティバスの利用者数 |

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展区分                   | 事業名<br>(施設名)   | 事業内容                                      | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------|----------------|-------------------------------------------|------|----|
| 5 交通施設の<br>整備、交通<br>手段の確保 | (1) 市町村道<br>道路 | 長刈線道路改築事業<br>(社会資本整備総合交付金事業)              | 玖珠町  |    |
|                           |                | 中島線（中島橋）改築事業<br>(防災・安全交付金事業)              | 玖珠町  |    |
|                           |                | 唐杉線法面保護事業<br>(防災・安全交付金事業)                 | 玖珠町  |    |
|                           |                | (仮) 柿木・車谷線新道改良舗装事業<br>(民生安定事業)            | 玖珠町  |    |
|                           |                | 長野・寺村線改良舗装事業<br>(過疎対策事業)                  | 玖珠町  |    |
|                           |                | 岩ヶ鼻法面保護事業<br>(防災・安全交付金事業)                 | 玖珠町  |    |
|                           |                | 西線改良舗装事業<br>(防災・安全交付金事業)                  | 玖珠町  |    |
|                           |                | 上の原線法面防護事業<br>(防災・安全交付金事業)                | 玖珠町  |    |
|                           |                | 中通線落石防護事業<br>(防災・安全交付金事業)                 | 玖珠町  |    |
|                           |                | 市の村線法面防護事業<br>(防災・安全交付金事業)                | 玖珠町  |    |
|                           |                | 町道旧北山田中学校線新設工事                            | 玖珠町  |    |
|                           |                | 町道舗装打替事業                                  | 玖珠町  |    |
|                           |                | 町道維持工事事業                                  | 玖珠町  |    |
|                           |                | 朝見支線改良舗装事業                                | 玖珠町  |    |
|                           |                | 十五駄線改良舗装工事                                | 玖珠町  |    |
|                           |                | 県営工事負担金<br>(戸畑日田線)<br>(平原耶馬溪線)<br>(菅原山浦線) | 大分県  |    |
|                           |                | 長刈支線舗装補修事業                                | 玖珠町  |    |
|                           |                | 峰山線通学路対策事業<br>(社会資本整備総合交付金事業)             | 玖珠町  |    |

|  |                           |                                |            |  |
|--|---------------------------|--------------------------------|------------|--|
|  |                           | 中塚脇線通学路対策事業<br>(社会資本整備総合交付金事業) | 玖珠町        |  |
|  |                           | 西線通学路対策事業<br>(社会資本整備総合交付金事業)   | 玖珠町        |  |
|  |                           | 杉河内線道路拡幅事業                     | 玖珠町        |  |
|  |                           | 長刈線交差点改良事業                     | 玖珠町        |  |
|  |                           | 平原線道路改修事業                      | 玖珠町        |  |
|  | 橋梁                        | 橋梁補修事業<br>(防災・安全交付金事業)         | 玖珠町        |  |
|  | (2) 農道                    | 送迎橋地覆高欄改修工事                    | 玖珠町        |  |
|  |                           | 経営体育成基盤整備事業<br>(大原野2期)         | 玖珠町        |  |
|  | (9) 過疎地域<br>持続的発展特別<br>事業 | 県営工事負担金<br>(道路整備事業)            | 玖珠町        |  |
|  | 公共交通                      | 地域公共交通確保維持改善事業                 | 活性化<br>協議会 |  |
|  |                           | 過疎バス路線対策事業                     | 玖珠町        |  |
|  | 交通施設維持                    | 農道等原材料支給事業                     | 玖珠町        |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### (道路(町道・農道・林道))

老朽化による更新という手法から、今後は「インフラ長寿命化計画」を策定し、それに基づいて長期的な計画による維持補修を行います。

道路施設の寿命を延ばすことにより「更新」よりもトータルコストで縮減を図り、行政コストの縮減を図ります、そのためには、5年ごとのデータ更新が必要となります。

本町の町道は、2021年3月末現在、町道372路線(総延長296.7km)改良率86.8%、舗装率94.3%となっています。日常の維持管理業務については、地域住民からの通報や職員からの情報を元に、道路管理者がその都度損傷個所を確認し、最善の補修方法で行っている状況です。舗装率は向上していますが、経年劣化等による路面損傷が見受けられ、2024年度までは、基金を活用し路面補修を実施する計画です。今後は、路面補修を含め予防保全等の効率的な改良舗装については、地域要望等を継続的に検討する必要があります。

将来的には中長期的な舗装維持管理データ等の更新により、行政コストの縮減が必要とな

ります。また、維持管理に要する費用の削減を図るため、道路パトロールを行い、修繕箇所の早期発見、補修等に努め、長寿命化を図ることで、今後必要となる改修費用の削減を進めます。

その他、広域農道等の幹線農道や林道以外の道路の維持管理は地域住民で実施するものとし、路面補修等は必要に応じて、原材料支給等を行います。

#### (橋梁)

橋梁の現状点検を行い、損傷状態を把握したうえで対策区分の判定を行います。その結果から、橋梁の「長寿命化計画」を立て、定期的に見直ししながら、維持・修繕等を実施し、トータルコストの削減を図ります。

定期的な点検・診断を実施するとともに、予防保全型の維持管理を行います。利用状況や費用等を勘案しながら、優先順位を決め、修繕・更新等を計画的に実施し、ライフサイクルコストの削減を図ります。

## 6. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点



#### (ア) 水道施設

本町の水道は、上水道、簡易水道、それ以外の水道が混在しており、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤です。人口減少により給水収益（水道料金収入）が減少するなかで、今後も水質保全や快適で文化的な生活環境の確保とともに、安全・安心な水を供給する維持管理が求められています。しかしながら、施設の老朽化による維持管理費用が増加しているほか、技術職員が減少しているため、技術の継承を図る必要があります。

#### (イ) 下水（排水）処理施設

生活排水については、本町の排水処理率を向上させるため、衛生的な生活環境を確保していくためにも、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水のあり方について検討していく必要があります。

#### (ウ) 廃棄物処理

CO<sub>2</sub>の削減や環境保全の重要性が叫ばれるなか、循環を基調とし、できるだけごみを出さない社会を形成していくことや、ごみを減らす「4R」を心がけて、環境にやさしい、無駄のない循環型社会の形成が求められます。

本町の豊かな自然環境は、大切な地域資源となっており、こうした自然環境の保全をはじめ、あらゆる環境問題への対応を住民と協働して推進し、環境と調和するまちづくりを進め

ていきます。

#### (エ) 消防施設

消防施設については本町における地域防災・消防の拠点であり、そこで活躍する消防団においては、年々、団員の人数は減少傾向にあります。今後は、消防団員の確保、育成と適正配置に取り組むほか、消防団の消防装備・施設の充実を図り、災害時の動員、対応力の強化を図る必要があります。

#### (オ) 公営住宅

本町の公営住宅は、令和元年度末時点で、管理戸数は306戸（19団地）であり、耐用年数の半分を経過した住戸数は72戸（24％・5団地）、耐用年数を経過した住戸数は151戸（49％・13団地）となっており、老朽化が進んでいます。そのため、長寿命化や建替え、用途廃止等中長期的な視点に立った戸数の見直しとコスト縮減を図り、必要な供給戸数を維持していく必要があります。また、住戸形態においてもニーズが多様化しており、年齢や世帯構成等を配慮した住宅の供給が求められます。

### (2) その対策

#### 〈水道〉

上水道、簡易水道、それ以外の水道それぞれについて、適切に整備を行い、安全で良質な水道水の安定供給に努めます。また、浄水場の運転管理マニュアルを作成し、浄水場職員の技術の継承を図ります。

大分県水道ビジョンに基づく広域連携については、県の広域化推進プラン策定の中で全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入等の具体策の検討を行います。

上水道と簡易水道との統合については、サービス水準の維持向上等を図る観点から、上水道と簡易水道の統合の方策や統合以外の支援の手法等について検討を行います。

#### 〈下水処理施設〉

生活環境の向上と公共用水域の水質保全に資するため、既存施設の適切な維持管理に努め、衛生的な生活環境を確保します。

#### 〈消防施設〉

消防団の団員数は年々減少傾向であり、人材確保に向けた取組を行います。また、年々増える自然災害に対応するために機動性のある消防装備や、施設の整備の充実を図り災害に強いまちづくりを目指します。

〈廃棄物処理〉

ゴミを減らす「4R」を心がけ、ゴミの再資源化や生ごみ堆肥化等、リサイクルシステムの構築を進め、環境負荷の低減を図ります。

災害時の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、生活環境の保全・公衆衛生の確保、早期の復旧・復興を実現するために、平常時から災害廃棄物処理体制の確立に向けて取り組みます。

〈公営住宅〉

「玖珠町公営住宅長寿命化計画」及び「公営住宅マスタープラン」により、適正な住宅供給戸数の確保を行い、効率的かつ効果的な維持管理を行います。今後の町営住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図り、町営住宅の建替については、新規に建てる住宅の建替場所も勘案することで、総合的な行政コストの削減に努めます。

| 成果指標名                 | 現況値                | 目標値                  | 成果指標の説明               |
|-----------------------|--------------------|----------------------|-----------------------|
| 消防団員数                 | 399 人<br>(令和元年度)   | 400 人<br>(令和 7 年度)   | 玖珠町消防団員の人数            |
| 防災士資格取得者数             | 248 人<br>(令和元年度)   | 350 人<br>(令和 7 年度)   | 防災士の<br>資格取得者数        |
| 排水処理率<br>(浄化槽処理人口普及率) | 53.6%<br>(令和元年度)   | 66.9%<br>(令和 7 年度)   | 浄化槽の処理人口普及率           |
| ゴミの総排出量               | 4,933 t<br>(令和元年度) | 4,568 t<br>(令和 7 年度) | 玖珠清掃センターで処理<br>した廃棄物量 |

(3) 計画

事業計画 (令和 3 年度～ 7 年度)

| 持続的発展<br>区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                  | 事業主体 | 備考 |
|-------------|--------------|-----------------------|------|----|
| 6 生活環境の整備   | (5) 消防施設     | 消防詰所建設事業              | 玖珠町  |    |
|             |              | 消防団装備品購入事業            | 玖珠町  |    |
|             |              | 防火水槽建設事業              | 玖珠町  |    |
|             | (6) 公営住宅     | 町営住宅用途廃止<br>(井の尻第二団地) | 玖珠町  |    |
|             |              | 町営住宅用途廃止<br>(十五駄団地)   | 玖珠町  |    |

|  |         |                       |     |  |
|--|---------|-----------------------|-----|--|
|  | (8) その他 | 町営住宅集約促進事業<br>(池の原団地) | 玖珠町 |  |
|  |         | 町営住宅改修事業<br>(長野団地)    | 玖珠町 |  |
|  |         | 町営住宅改修事業<br>(九日市団地改修) | 玖珠町 |  |
|  |         | 公営住宅解体事業              | 玖珠町 |  |
|  |         | 塵芥収集車購入事業             | 玖珠町 |  |
|  |         |                       |     |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### (消防施設)

消防団詰所は消防資機材の保管及び積載車格納庫です。また、休息機能を含む会議室を設置し、消防団員の知識の向上と連携を図ることを目的としています。

消防団詰所は現在30か所ありますが、老朽化が進み利用に支障がある詰所については建替を実施しています。詰所の建替により機能強化が図られるほか、団員の活動拠点として、組織の活性化にもつながるため、今後も老朽化の状況を見ながら計画的に施設整備を行います。また、団員数が減少している部もあり、将来的に組織の維持の課題もあることから、消防団員の待遇改善も含め、消防団とも協議しながら、設備整備を行います。

##### (備蓄倉庫)

備蓄倉庫については維持を基本に必要な場合は修繕を行います。

##### (公営住宅)

本町では、19団地306戸の住宅ストックを管理しています。昭和40年代から昭和50年代前半に建設された住宅については、狭小な住宅規模や老朽化、画一的な間取り、高齢者にとって危険な段差がある等、様々な課題を抱え、現在の住宅ニーズに応じた住宅への早急な改修が必要です。

更新期を迎えつつある老朽化した住宅等は、玖珠町公営住宅等長寿命化計画(2014年3月変更改定)を前提にライフサイクルコストの縮減やこれまでの「事後的管理」から「予防保全的な管理」への転換を図り、中長期的な修繕・改修計画・用途廃止等を定め、改修コストの縮減と事業量の平準化を継続的に検討し、計画的に長寿命化を図ります。

##### (上水道)

陣ヶ台浄水場及び北山田浄水場の運営・管理業務については外部委託等を検討します。民間のノウハウを導入し、さらなる住民サービスの向上を図ります。2017年度に「経営戦略」及び「アセットマネジメント」を策定し、中長期的な視点にたち、水道施設の効率的な

改修や耐震化及び老朽管の更新等を行います。

#### (消火栓・防火水槽)

本町の地形の多くが山間部であり、水利が不便な地区が多く点在しています。火災が発生した場合、水利の確保の時間が早いほど初期消火で鎮火する確率が高くなるため、消火栓や防火水槽は水利のない場所には必要な施設です。そのため、消火栓については水道管敷設時に、防火水槽は自治区の要望により設置しています。

今後も地元から設置要望があれば、これまでと同様に設置を検討します。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進



### (1) 現況と問題点

#### (ア) 子育て環境・児童福祉

社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがすおそれのある急速な少子化が喫緊の課題となっており、その取組が求められています。

本町においては、地域での子育て家庭の減少、核家族化や共働き家庭の増加等に伴い、子ども医療費の助成、子育て支援サービスの充実等が求められており、子どもを安心して産み育てられるよう、切れ目のない支援体制が必要です。また、地域関係の希薄化や核家族化、家庭環境の多様化・複雑化により、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現していくためにも、地域全体で子育て家庭を支える体制づくりが求められています。子どもの人権を守り、喜び楽しみながら、みんなで育てる童話の里づくりを目指します。

教育・保育においても多様なニーズが求められています。本町の出生数の動向を見据えたうえで、必要な教育・保育機能を確保していく必要があります。町をあげて、次世代を担う子どもの健やかな育成と子育て世代の経済的負担の軽減を図る取組を行います。

#### (イ) 高齢者福祉

今後、高齢化が伸展することから、健康寿命の延伸に向けてフレイル対策等の介護予防と、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施できる体制づくりが課題となります。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう包括的な支援・サービスを提供する「地域包括ケアシステム」の中核機関として必要な支援を実施していますが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えながら、引き続き機能の充実を図る必要があります。また、高齢化の進行に伴い認知症高齢者をはじめとする判断能力が十分でない高齢者の財産の管理を行い、本人の意思に基づく医療・介護・福祉

等のサービスの利用、権利侵害を未然に防ぐため、成年後見制度の利用促進に取り組む必要があります。また、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者等支援が必要な高齢者は増えることが見込まれており、介護予防も含めた様々な生活支援の体制整備が必要となります。本人やその家族、医療、介護の専門職等だけではなく、地域社会全体で高齢者を支えていく取組が必要となります。

#### (ウ) 地域福祉

人口減少や少子高齢化、核家族化、一人暮らしの高齢者の増加に伴い、地域だけでなく、家族間のつながりが希薄化する等、地域コミュニティの衰退や社会的な孤立といった問題、個人や世帯において複数の分野にまたがる問題が顕在化しています。住民一人ひとりが「自分のこと」として、地域のことや周囲の人に関心をもち、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるとともに、共に支え、支えられる関係を作りながら暮らすことが何よりも大切となります。

地域福祉の推進にあたっては、高齢、障がい、子育て、その他様々な事情から支援が必要となった場合でも、当事者である自身や家族の力で課題を解決する「自助」、玖珠町社会福祉協議会、地区コミュニティを中心に、当事者の周辺にいる人が関わり、支え合いや支援を行う「互助」、社会保障制度等、制度化された相互扶助の仕組みによって支援を行う「共助」、様々な公的なサービスによって困りごとに対処する「公助」が相互に関わりながら取り組む必要があります。

地域では、民生委員・児童委員、支援団体や地域活動に関わる人の高齢化が進んでおり、身近な地域での支え手不足が問題となっています。とりわけ、若年層の地域への関心度が低いことから、地域福祉意識の醸成を図ることが必要とされています。日頃の支え合い、助け合いが緊急時や災害時の支援につながるよう、素早く対応できる支援体制づくりを進める必要があります。

#### (エ) 障がい者福祉

障がいのある人が地域で自立した暮らしを実現するためには、障がい者（児）本人だけでなく、地域の理解や家族への支援を行う等、障がいのある人を取り巻く環境に多くの支援が求められています。また、障がいのある人や介護する方の高齢化も進行しており、相談支援等を通じて必要とする支援内容の把握や、住まい、地元での就労等、地域の生活基盤を充実させていく必要があります。

障がいのある人にとっては、日常生活だけでなく、災害時においても配慮が必要です。そのため、関係機関や地域の自主防災組織等と連携しながら、情報伝達や避難誘導、避難所での支援等、一人ひとりの障がい者に配慮した支援が必要となります。

今後は、障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画に基づき、障がいへの理解とともに、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの拡充、就労機会の拡大や社会参加の

促進等、引き続き障がい者福祉施策の総合的な推進が求められます。

## (2) その対策

### 〈子育て環境・児童福祉〉

結婚の希望が叶い、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を行うため、県の出会いサポートセンターと連携し、結婚支援の取組を推進します。

子育て世代包括支援センターを拠点に、子育てに関する情報を発信するとともに、関係機関と連携しながら個別の支援プランを作成し、切れ目のない支援を行います。また、不妊治療費助成制度の充実を図り、妊娠、出産、子育てに係る保護者の心身の不安や負担を軽減するために、多様な子育て相談の機会を創出し、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを推進します。

乳幼児の保育料の負担軽減や子ども医療費助成、玖珠町出産祝い金の支給を行いながら、子育て家庭に係る経済的負担の軽減を図ります。また、育児休業・育児短時間勤務を取得しやすい環境づくりや働く人が子育てに参画しやすい仕組みづくりを促進するとともに、病児・病後児保育の提供体制を充実する等、働きやすい環境づくりを推進します。

子どもの人権を守るため、子どもへの虐待に対しては関係機関等と連携し、児童虐待の未然防止から虐待の早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで、一連の切れ目のない支援を一層強化するとともに、児童相談所との連携を強化します。

代替養育を必要とする子どもが心身ともに健全に育ち、社会的自立ができるよう、児童養護施設の体制強化を図るとともに、里親制度の普及や児童養護施設の小規模化による家庭的な環境の整備を行う等、代替養育の充実に努めます。

子どもの貧困対策やひとり親家庭、障がい児へのきめ細かな支援を行い、ひとり親家庭が安心して生活し、子育てしやすい環境を整えるため、それぞれのニーズにあった子育て・生活支援、就業支援、経済的支援を総合的、複合的に展開します。

障がいの早期発見や早期療育のため、乳幼児健康診査や家族に対する相談支援体制を充実するとともに、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関が連携し、障がいのある子どもと家族へのライフステージに応じた支援を推進します。

### 〈高齢者福祉〉

高齢者の個々の状態に合わせて心身機能の維持・改善に取り組み、要介護状態への移行や重度化の抑制を図る等介護予防事業を推進します。

高齢者が支援を受けながら、在宅で自立した生活ができるよう、各種の高齢者福祉サービスの充実を図ります。また、高齢者が、就業機会を得ることによって社会参加をし、生きがいをもった生活ができるようシルバー人材センターへの支援とともに、会員登録の促進、充実を図ります。

生活機能の向上のための機能訓練やひきこもり予防を目的とした通いの場の提供等、介護

予防とともに、地域との交流や生きがいを持って生活できる環境づくりを推進し、「通いの場」への参加や外出しやすい環境づくりに向けて外出や移動に対する支援を行い、高齢者の生きがいづくりを推進します。

地域包括支援センターの機能が十分発揮されるよう、地域での見守り、安否確認等を行うほか、介護予防ケアマネジメント等、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定に必要な支援を包括的にを行います。また、生活支援コーディネーター等と連携し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備することで、地域との連携や地域包括支援センターの機能強化を図ります。

高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組むため、関係部署や関係機関と連携しながら、健康寿命の延伸を推進します。

#### 〈地域福祉〉

地域での支え合いを推進し、地域福祉への関心や参加意識を高めるため、広報誌や学習会、交流等を通じて社会福祉の醸成やきっかけづくりを進めます。また、見守り・声かけ等、誰もが参加しやすい活動を通じて、多様な主体が地域での支え合いに参加する機会を推進します。

複雑な福祉課題や制度の狭間にある方、生活困窮者等に対して、必要な支援が確実につながるよう、保健・医療・福祉をはじめ、多様な分野において連携を図り、切れ目のない包括的な支援体制を構築します。

災害時の安全を確保できるよう、地域での日常的な見守り活動等を通じて、災害時の避難支援や安否確認等の円滑な支援体制を構築し、避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報の保護に配慮しながら避難行動要支援者名簿の整備を進め、災害時の円滑な支援体制を整備します。

#### 〈障がい者福祉〉

障がいの有無に関わらず、共に生きる地域社会の形成に向けて、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発活動や教育の充実を図ります。

災害時においても支援が行われるよう、関係機関や地域と連携を図りながら、災害時の支援体制を確立します。

一人ひとりが希望に応じた就労につながるよう、自立支援給付による就労移行支援をはじめ、サービス提供事業所とも連携を図りながら、就労を通じた社会参加の機会の創出に努めます。また、適正に応じて、能力を十分に発揮できるよう、多様な就労機会の場として、福祉的就労（就労継続支援 A 型・B 型）の機会の提供や、地域活動支援センターでの活動の場を確保し、一般就労への移行を希望する方の就労移行につながる支援を行います。

支援にあたっては、保健、医療、福祉及び教育等多岐にわたるため、町行政内部はもとより、社会福祉協議会やその他の関係団体、県の関係機関等と各関連分野の横断的・包括的支

援体制の構築に努めます。

| 成果指標名                  | 現況値                                  | 目標値                                 | 成果指標の説明       |
|------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|---------------|
| みんなで支える子育て支援<br>(実態調査) | 4.6%<br>(令和2年度)                      | 7.2%<br>(令和7年度)                     | アンケートによる実態調査  |
| 健康寿命<br>(お達者年齢)        | 男性 79.89 歳<br>女性 84.26 歳<br>(平成30年度) | 男性 81.00 歳<br>女性 85.50 歳<br>(令和7年度) | 県が公表しているお達者年齢 |
| 地域の中で配慮や工夫が進んでいるか      | 43.2%                                | 48.2%                               | アンケート結果       |

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展区分                       | 事業名<br>(施設名)                     | 事業内容                                            | 事業主体              | 備考 |
|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------|----|
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業<br>高齢者福祉・障害者福祉 | 外出支援サービス事業<br>(バス・タクシー券)                        | 玖珠町               |    |
|                               |                                  | 玖珠郡広域型権利擁護センター設置事業                              | 玖珠町<br>九重町        |    |
|                               |                                  | 障がい児保育事業                                        | 玖珠町               |    |
|                               | その他<br>基金積立                      | 災害時要援護者支援システム導入事業<br>子ども医療費助成事業<br>子ども子育て支援事業基金 | 玖珠町<br>玖珠町<br>玖珠町 |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各々の施設等の適切な維持管理に努めるとともに、現況及び利用状況等を十分に踏まえ今後の施設等の在り方について検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

## 8. 医療の確保



### (1) 現況と問題点

#### (ア) 医療の確保

子どもから高齢者まで、安心して生活できるための医療の確保は重要です。町内には3つの病院と9つの医院があり、多くが町の中心地に立地しています。専門的な小児科や皮膚科、精神・心療内科がないため、他市に依存している状況です。また、医療機関から離れている周辺部の診療所は町内2地域で実施しており、日出生地区においては町内の医療機関が、古後地区に関しては西部圏域中核病院が週1回診療しています。

### (2) その対策

#### 〈医療の確保〉

休日の診療体制を含めた救急医療体制の確保を図るため医師会に休日当番医制の委託を継続します。

診療所については、日出生地区、古後地区で実施しており、今後も巡回診療を継続します。

| 成果指標名    | 現況値             | 目標値             | 成果指標の説明       |
|----------|-----------------|-----------------|---------------|
| 巡回診療所の確保 | 2 か所<br>(令和2年度) | 2 か所<br>(令和7年度) | 巡回診療所の<br>箇所数 |

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展区分 | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容                      | 事業主体       | 備考 |
|---------|--------------------------|---------------------------|------------|----|
| 8 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業<br>その他 | 広域診療所負担金事業<br>へき地出張診療委託事業 | 玖珠町<br>玖珠町 |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

日出生母子保健センター

へき地診療所として週に1日使用されています。現在の施設は老朽化が進み、トイレ、浄化槽、畳等小規模な改修を行っていますが、大規模な改修もしくは施設の建替、または別施設への移転が必要です。

今後の運用については、住民ニーズ等を考慮し移転または建替の判断をする必要があります。

## 9. 教育の振興



### (1) 現況と問題点

#### (ア) 学校教育

子どもが、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力といった「生きる力」を身につけ、本町の未来を担う人材として心身共に健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。また、幼児教育については、玖珠町幼児教育振興プログラムを策定し、幼児期にふさわしい教育の基本部分を共通化する取組を行っています。

障がいのある子どもについては、関係機関（福祉部門）と連携を図りながら、特別支援教育の推進と保護者を中心とした支援の取組が必要です。

本町の学校教育においては、コミュニティ・スクール制度を導入しており学校、家庭、地域の情報共有を図ることができ、円滑な学校運営が行われています。また、学力の向上については学力向上推進計画に基づき実施された成果が表れていますが、誰ひとり取り残さない教育の実現に向け、低学力層の底上げ、活用力・応用力の向上等に取り組む必要があります。また、規範意識や自己肯定感の醸成のため、学校の教育活動全体を通して組織的に取り組む体制づくりが必要となっています。

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校措置でオンライン授業の必要性が高まったことを受けて、文部科学省が子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を目的として、学校の児童生徒に1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する「GIGA スクール構想」の整備が加速化されました。本町においては、「GIGA スクール構想」の取組について、県下でも先駆けて実施しており、今後は教職員や児童生徒が最大限活用できる仕組みづくりが必要です。

#### (イ) 学校給食

平成7年に学校給食センターが落成して以来、児童生徒の心身の健全な発達、地産地消に資することを目的に安全安心な学校給食の提供を行っています。設備等の老朽化が進み、円滑で安全な学校給食を提供するには、今後の給食センターの運営のあり方を含め、施設・設備の計画的な更新、維持管理が必要となっています。

#### (ウ) 社会教育

中央公民館は、住民の社会教育の場の拠点として、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層を対象とした、様々な講座を開講し、生きがいの場づくりを提供しています。また、中高生の学習の場や各地区自治会館で行う事業の協力を行う等、住民の学習に対するニーズが多様

化するなかで、住民が望む公民館講座や文化事業を把握し、住民のニーズに対応した講座を実施します。

久留島武彦記念館は、平成28年4月に開館され、久留島武彦の調査・研究をはじめ、企画展等を開催し情報発信を行っています。今後は久留島武彦の精神を継承しながら、本町の歴史・文化の融合や、豊後森藩資料館等、町内施設との連携を図る等、ソフト面・ハード面を含め、今後の方向性を検討していく必要があります。

わらべの館は社会教育施設として運営されており、児童館としての業務は、おとぎ劇場・巡回わらべ劇場等、「童話の里」を具現化する取組を行っています。

本町では公立の図書館が設置されていないため、わらべの館の児童図書室、中央公民館の図書室を図書館の類似（代替）施設と位置づけ運営しています。住民の文化的な生活に貢献するため、図書の充実を図るとともに、住民の図書の貸し出しに負担がかからないよう両施設の図書をデータで管理し、どちらかで借りた図書をどちらでも返却できるようにするなど利便性向上の取組導入を検討しています。公立図書館のない本町においては、両図書室の在り方や、公立図書館の設置について検討する必要があります。

#### （エ）社会体育（スポーツ・レクリエーション）

令和3年4月1日時点における社会教育団体の登録は71団体あり、その内スポーツ系の団体は47団体（内14団体は小中学生）となっています。各種スポーツ団体の育成と誰でも気軽にはじめられる種目団体の立ち上げ等、生涯スポーツの推進を通じて、スポーツ・レクリエーション活動の充実を進めていきます。

### （2）その対策

#### 〈学校教育〉

ICT（情報通信技術）を取り入れた教育とともに、教師との対面指導や学校での学び合い、地域における体験活動を効果的に組み合わせ、学びの質の向上に取り組めます。

学校の教育活動や運営状況を積極的に公開し、学校、家庭、地域が連携した学校づくりを推進します。

#### 〈給食施設〉

学校給食センターの衛生管理の徹底、調理従事者の衛生管理の意識の向上に努めます。また、老朽化の進む施設、調理機器、機械設備の更新に努めます。

#### 〈社会教育〉

地域の住民が集い、教え、学び合い、お互いの教養文化を高めるため、公民館講座、公民館発表会等を実施し、住民同士が親睦を深め、助け合いの精神を培うことができる場づくりを提供します。また、住民の、教養・文化の向上、健康の増進、情操の純化を図り、まちづ

くりと生きがいつくりを連動した自主文化事業を行います。

わらべの館の児童図書室と中央公民館の図書室の連携や、移動図書館車を活用し、住民ニーズに対応した効果的な図書館サービスの提供を行います。本町独自の図書館サービス網について検討しながら、町立図書館の設置についても検討します。また、両施設と公民館機能を連動し、「人づくり・まちづくり」の拠点になるよう、地域や住民の課題解決や利用者が調べ学習に必要な書籍の導入に努めます。

本町のまちづくりの根幹となっている「童話の里」の精神を未来につなげるため、久留島武彦の功績を全国に発信します。

コミュニティ活動の拠点となっている自治会館を含む各種施設や、備品の計画的な整備を行うとともに、指定管理者制度による適切な施設管理・運営を図ります。自治公民館については自治区の実情に合った、計画的な更新を行います。

#### 〈社会体育〉

総合型地域スポーツクラブの運営や活動が円滑に進められるよう支援を行い、子どもから高齢者まで各世代に応じた誰もが気軽に参加できるスポーツ活動を推進します。また、スポーツやレクリエーションの住民参加型の体育行事を企画、開催し、住民同士や町外団体との交流促進につながる取組を行います。

広報誌やホームページを活用した、スポーツ活動に関する情報発信を行い、住民のスポーツ活動を支援します。

| 成果指標名                    | 現況値                | 目標値                | 成果指標の説明                  |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------------|
| 教職員の専門性・指導力向上のための研修会の参加率 | 60.0%<br>(令和元年度)   | 75.0%<br>(令和7年度)   | 教職員の専門性・指導力向上のための研修会の参加率 |
| コミュニティ活動による自治会館の利用件数     | 4,239 件<br>(令和2年度) | 4,500 件<br>(令和7年度) | コミュニティ活動による自治会館の利用件数     |
| 住民参加型のスポーツイベント数          | 0 件<br>(令和2年度)     | 5 件<br>(令和7年度)     | 住民参加型のスポーツイベント数          |
| 移動図書館車のステーション数           | 23 か所<br>(令和2年度)   | 24 か所<br>(令和7年度)   | 移動図書館車のステーション数           |

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展<br>区分 | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容                             | 事業主体 | 備考 |
|-------------|--------------------|----------------------------------|------|----|
| 9 教育の<br>振興 | (1) 学校教育関連         | 校舎                               |      |    |
|             |                    | 北山田小学校 屋体 大規模改修（内外壁・床・建具・照明のLED） | 玖珠町  |    |
|             |                    | 玖珠町立森中央小学校 校舎（普通教室棟）LED改修        | 玖珠町  |    |
|             |                    | 玖珠町立塚脇小学校 校舎LED改修                | 玖珠町  |    |
|             |                    | 玖珠町立小田小学校 校舎LED改修                | 玖珠町  |    |
|             |                    | 玖珠町立北山田小学校 校舎LED改修               | 玖珠町  |    |
|             |                    | 玖珠町立八幡小学校校舎（普通教室棟）LED改修          | 玖珠町  |    |
|             |                    | 玖珠町立八幡小学校校舎（特別教室棟）LED改修          | 玖珠町  |    |
|             |                    | 玖珠町立古後小学校校舎 LED改修                | 玖珠町  |    |
|             |                    | 屋内運動場                            |      |    |
|             |                    | 玖珠町立森中央小学校屋体 LED改修               | 玖珠町  |    |
|             |                    | 玖珠町立塚脇小学校 屋体LED改修                | 玖珠町  |    |
|             |                    | 玖珠町立小田小学校 屋体LED改修                | 玖珠町  |    |
|             |                    | 玖珠町立八幡小学校 屋体LED改修                | 玖珠町  |    |
|             |                    | 玖珠町立古後小学校 屋体LED改修                | 玖珠町  |    |
|             |                    | 給食施設                             |      |    |
|             |                    | 学校給食センター施設改修事業                   | 玖珠町  |    |
|             |                    | 米飯施設建設事業                         | 玖珠町  |    |
|             |                    | その他                              |      |    |
|             |                    | 玖珠町わかすの広場 LED改修                  | 玖珠町  |    |
|             | (3) 集会施設・<br>体育施設等 | 公民館                              |      |    |
|             |                    | 北山田自治会館建設事業                      | 玖珠町  |    |
|             |                    | 自治公民館改修事業                        | 玖珠町  |    |
|             |                    | 八幡自治会館増改築事業                      | 玖珠町  |    |
|             |                    | くすまちメルサンホール公共施設マネジメント            | 玖珠町  |    |
|             |                    | 体育施設                             |      |    |
|             |                    | B&G海洋センター公共施設マネジメント（体育館）         | 玖珠町  |    |
|             |                    | B&G海洋センター公共施設マネジメント              | 玖珠町  |    |

|  |                   |                                 |     |  |
|--|-------------------|---------------------------------|-----|--|
|  | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | (プール)<br>メルヘンの森スポーツ公園公共施設マネジメント | 玖珠町 |  |
|  | 義務教育              | 学力向上推進事業                        | 玖珠町 |  |
|  | 生涯学習・スポーツ         | 学校・家庭・地域による「学びの未来」創造事業          | 玖珠町 |  |
|  | その他               | 大浦集会所解体事業                       | 玖珠町 |  |
|  | 基金積立              | 玖珠町学力向上推進事業基金                   | 玖珠町 |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### (学校教育系施設)

玖珠町公共施設総合管理計画及び玖珠町公共施設個別管理計画により計画的に長寿命化を図ります。また、学校再編後、休校、廃校となった学校施設等については、地域住民の活用提案や他施設の計画等を踏まえて転用等の活用を検討し、利用する際には、総合的、効果的な運営方法の検討を行います。

##### (学校給食センター)

学校給食は単に給食を提供するだけではなく、食育の推進が提唱されており、子どもたちの身体と心をつくる食は栄養補給のみならず、正しい食習慣を育むことを目標としています。

本施設は築20年以上が経過しており、施設厨房機器等の老朽化が進んでいる状況です。今後、アレルギー対応食が提供可能な施設への建替えや、他町との共同運営等によるコストの削減等を検討していきます。

##### (自治会館)

自治会館については、適切な維持管理を行いながら、地域コミュニティ拠点施設として、今後も活用します。

##### (自治公民館)

自治公民館については、施設数が多く、老朽化も進行しているため、建築年を基本として、順次改修を行い、地域の拠点として維持していきます。新築、改築にあたっては、玖珠町自治公民館改修等事業実施要項に基づき、行います。

(玖珠町 B&G 海洋センター)

本施設は、町民が利用できる屋内スポーツ施設であることから、施設の維持に努め、町民の体力向上・健康増進の場とします。

建築から25年以上経ち、プール施設等を中心に老朽化が進んでいます。現時点では、町民が利用できる唯一のプールとして、維持していく方向です。

利用者数の増加のため、詳細な利用実態を把握し、利用時間の検討等を行い、利用率の向上を図ります。

トータルコストに対する利用料金収入の割合が低いことから、利用料金や減免条件の見直しを進めます。現時点では直営ですが、指定管理者制度の導入を検討しつつ、住民サービスの低下にならないような施設運営を進めます。

(メルヘンの森スポーツ公園 (ホッケー場))

九州に2か所しかないウォーターベースの公認ホッケー場として、地元ホッケー競技団体の競技力向上はもとより、各種大会等の誘致に努めます。

建築から10年以上が経過しており、徐々に老朽化し、改修箇所が増加すると想定されるため、優先順位等を検討しながら、施設維持に努めます。

ホッケー競技専用施設であることから、現段階では、利用率や利用料収入の大幅な向上は望めない状況ですが、利用率の向上、維持管理コストの削減等、検討します。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### (ア) コミュニティ活動

本町に4つある各地区コミュニティ運営協議会は、4地区の自治会館を拠点としてイベントや講座、サロン、防災、多世代交流等の地域活動を行っています。取組状況や方向性に相違がみられるため、4地区の役員からなるコミュニティ連合会を設立し、各地区コミュニティの課題解決に向けた情報の共有を図っています。しかし、地区コミュニティ運営協議会の役員の高齢化や固定化、若い世代の参加が少ない傾向にあるため、幅広い世代が参加できる取組が求められています。

コミュニティの拠点となる施設においては、老朽化も懸念され、効率的で適切な施設管理と事業運営が必要となります。

#### (イ) 集落対策

人口減少、少子化・高齢化、ひとり暮らしや高齢世帯の増加により、安全で安心な暮らしや環境美化、農地等の維持管理、季節行事の開催等、自治区・集落活動の維持が困難となっ



てきています。また、生活様式や価値観の多様化等、社会状況の変化により自治区への未加入者が増加しており、本町にある277自治区のうち、15世帯以下の自治区が60%以上ある等、人口規模に応じた自治区の再編が必要となっています。

自治公民館の老朽化に対しては、計画的な整備が必要となりますが、今後の人口減少社会に対応するため、自治公民館周辺にある他の公共施設の複合化も検討することが必要となります。

## (2) その対策

### 〈コミュニティ活動〉

住民参画による協働の推進を図るため住民主体による、より良いコミュニティ組織の運営に向けて、町とコミュニティが連携した協働の取組を推進します。

地域づくりの主体となっている地区コミュニティは、それぞれの地域資源や特色を活かしながら、福祉・防災・教育・環境・伝統芸能や文化活動等様々な場面で、多様な世代が活躍・交流できる場となるよう推進します。

### 〈自治区・集落対策〉

自治委員会議や自治委員代表者協議会、自治委員研修、集落支援員の活動を通じて、行政と自治区で情報の共有を行いながら、自治区機能の見直しと行政区としての自治区の再編や、自治委員の仕事の見直しを行い、集落機能の存続を目指します。また、集落支援員の巡回による地域の問題や課題、困りごと等の把握に努め、町や関係する組織、団体と連携しながら、課題解決のための仕組みづくりに向けた体制を構築します。

| 指標名                | 現況値            | 目標値            | 備考              |
|--------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 自治区再編等による自治区加入率の向上 | 72%<br>(令和2年度) | 75%<br>(令和7年度) | 自治区に加入している住民の割合 |

## (3) 計画

### 事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展区分  | 事業名<br>(施設名)                  | 事業内容           | 事業主体 | 備考 |
|----------|-------------------------------|----------------|------|----|
| 10 集落の整備 | (2) 過疎地域<br>持続的発展特別事業<br>集落整備 | 地域課題解決大学連携推進事業 | 玖珠町  |    |
|          |                               | 童話の里コミュニティ推進事業 | 玖珠町  |    |
|          |                               | 集落支援員事業        | 玖珠町  |    |
|          |                               |                |      |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中長期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

### 1 1. 地域文化の振興

#### (1) 現況と問題点

##### (ア) 地域文化財の活用

本町には、「角牟礼城跡」「旧久留島氏庭園」「旧豊後森機関庫」「山下岩戸楽」等、多くの文化財がありますが、十分に保存・継承されていない状況がみられます。本町の歴史に対する理解を深めるとともに、ふるさと玖珠町への愛着と誇りを持つ心の育成につなげるため、より多くの住民が本町の歴史に触れる機会を創出していく必要があります。

これからも先人が築いてきた貴重な歴史資料を収集し、本町の歴史、文化へ触れる機会を増やし、文化の継承を図ります。また、本町のすばらしい文化財を、町外に発信し、本町の知名度の向上につなげていく取組が必要です。

#### (2) その対策

##### 〈文化財の保存の推進と活用〉

本町に関係する歴史資料や文化財の整理収蔵施設の充実を図り、文化財の適切な保存活動と新たな文化財指定・登録を推進します。また、地域文化への理解を深めるため、啓発活動や講座の開催等、文化財に対する住民の意識の向上を図り、角牟礼城跡の眺望の確保、旧久留島氏庭園や、旧豊後森機関庫回遊ルートの設定やサイン整備、眺望の回復を行い、文化財を観光資源として活用し、町内外へ情報発信を行いながら、文化財を活用していきます。

##### 〈日本遺産を活用した情報発信〉

中津市と当町の連携によって認定を受けた日本遺産「やばけい遊覧」の歴史的魅力や特色等、構成文化財について、認識を深めてもらう機会を設け、町内外で共有できるよう情報発信を行います。



| 成果指標名                      | 現況値                | 目標値                | 成果指標の説明                        |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------------------|
| 豊後森藩資料館の入館者数               | 2,137 人<br>(令和2年度) | 4,000 人<br>(令和7年度) | 豊後森藩資料館<br>の入館者数               |
| 住民向け(学校も含む)郷土の<br>歴史学習会開催数 | 4 回<br>(令和元年度)     | 8 回<br>(令和7年度)     | 住民向け(学校も<br>含む)郷土の歴史<br>学習会開催数 |

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展区分     | 事業名<br>(施設名)                        | 事業内容                 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|-------------------------------------|----------------------|------|----|
| 1 1 地域文化の振興 | (2) 過疎地域<br>持続的発展特<br>別事業<br>地域文化振興 | ホール自主文化事業            | 玖珠町  |    |
|             |                                     | 旧久留島氏庭園保存整備事業        | 玖珠町  |    |
|             |                                     | 文化財保存活用事業            | 玖珠町  |    |
|             |                                     | 日本童話祭実施事業            | 玖珠町  |    |
|             |                                     | 玖珠町巡回音楽会事業           | 玖珠町  |    |
|             |                                     | 久留島武彦顕彰全国語りべ<br>大会事業 | 玖珠町  |    |
|             |                                     | 久留島武彦関連資料集の制<br>作事業  | 玖珠町  |    |
|             | (3) その他                             | 角牟礼城跡保存整備事業          | 玖珠町  |    |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各々の施設等の適切な維持管理に努めるとともに、現況及び利用状況等を十分に踏まえ今後の施設等の在り方について検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

1 2. 再生可能エネルギーの利用の促進



(1) 現況と問題点

(ア) 再生可能エネルギーの利用

私たちの生活に必要なエネルギーの大半は化石燃料であり、その大半は海外からの輸入に頼っています。化石燃料の大量使用は、資源の浪費や地球温暖化等を引き起こす原因でもあります。本町には、太陽光、風力、水力等の豊富な自然エネルギーがあり、家畜排せつ物や木材等のバイオマス資源も数多くありますが、これらのエネルギー資源の活用が進んでいない状況にあります。そのため、東日本大震災以降、日本のエネルギー政策の転換により、本

町においても電力をはじめとするエネルギーの地産地消に取り組む必要があります。

## (2) その対策

### 〈再生可能エネルギー〉

再生可能エネルギーの利用促進に向けて、玖珠町にある豊富な再生可能エネルギー資源を活用して取り組むことのできる、あるいは可能性のある施策を推進します。

バイオマス資源の利活用と地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全に資する事業に対して率先して取り組みます。

| 成果指標名            | 現況値               | 目標値               | 成果指標の説明         |
|------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 公共施設等の太陽光発電等の設置数 | 5 か所<br>(令和 2 年度) | 6 か所<br>(令和 7 年度) | 公共施設等の太陽光発電の設置数 |

## (3) 計画

### 事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

| 持続的発展区分             | 事業名<br>(施設名)     | 事業内容         | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|------------------|--------------|------|----|
| 1 2 再生可能エネルギーの利用の促進 | 1) 再生可能エネルギー利用施設 | バイオマス産業化支援事業 | 玖珠町  |    |

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中長期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

## 1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### (ア) 公共施設の管理

町内には、多くの公共施設があり、その多くが老朽化しています。社会情勢や財政収支により、すべての公共施設を維持、更新することは困難な状況にあります。そのため、本町が所有する公共施設ごとの管理方針等を定めた、玖珠町公共施設個別管理計画では、今後の各公共施設の役割や機能を整理し、集約化・複合化を図る施設や長寿命化を図る施設等を定めています。

各公共施設においては、施設に不具合が生じてから修繕等を行う「事後保全」ではなく、

経過年数や劣化状況を踏まえ、事前に改修を行う「予防保全」に視点を置き、計画的に行うことで、公共施設を長持ちさせ、建物に掛かる費用（ライフサイクルコスト）の削減を行う必要があります。

#### （イ）地元県立高校の支援

大分県立玖珠美山高等学校は、平成２７年４月に県立玖珠農業高等学校と県立森高等学校が統合して誕生した「地域に唯一の高校」です。しかしながら、開校当初から定員割れが続いており、近年では地元中学生の進学率が５０％以下と低迷しています。

これまで、九重町と協働し、魅力化の支援策や、在校生の学力向上を目指して平成２８年１２月に公営塾「玖珠志学塾」を開設する等の取組を行ってきました。その結果、公営塾については、進学率の目標を達成する等、大きな成果をあげているものの、定員割れは改善されず定員も１６０名から１２０名と大きく削減されることとなりました。そのため、これまでの高校支援の取組やその成果が、玖珠美山高校の他校にはない魅力として、地域の中学生や保護者に認識される必要があります。

#### （２）その対策

##### 〈公共施設の管理〉

現実的な施設管理を行うため、公共施設個別管理計画を反映させた公共施設等総合管理計画の改訂を早期に行い、庁舎をはじめとする公共施設の維持管理、長寿命化、延床面積の縮減を図り、公共施設の老朽化に対応したまちづくりを行います。

公共施設の機能確保、配置及び地域の実情にあった公共サービスが継続的に提供されるよう、施設の複合化等について検討し、適正な施設の維持管理に努めます。

本町に必要とされる児童館等については、新たに個別の施設を建設することが非常に困難であるため、住民ニーズに対応し福祉の向上をはかるため、施設の整備ではなく、求められるサービスを提供できる環境整備を行います。

##### 〈地元高校の魅力化〉

郡内唯一の高校である「玖珠美山高校」の存続を図るため、玖珠美山高校の魅力化を図る取組を行います。玖珠美山高校に通う生徒であれば無償で受講できる「玖珠志学塾」の取組の中で、高校と連携し、生徒一人ひとりにあった学力向上の支援や、生徒自身が進学や就職の目標を掲げ、その目標を達成するための「高校の魅力化」を図っていきます。また、当校の優れた取組や「玖珠志学塾」等他校にはない支援の取組を広く町内外に発信するとともに、「下宿生に対する助成」を行い郡外からの入学者の増加に向けた施策に積極的に取り組みます。

| 成果指標名                        | 現況値                | 目標値                | 成果指標の説明                      |
|------------------------------|--------------------|--------------------|------------------------------|
| 地方公会計における固定資産台帳に計上されている公共建設物 | 248 棟<br>(令和 2 年度) | 244 棟<br>(令和 7 年度) | 地方公会計における固定資産台帳に計上されている公共建設物 |
| 玖珠美山高校への進学率                  | 41.0%<br>(令和 2 年度) | 60.0%<br>(令和 7 年度) | 玖珠町の中学生から美山高校への進学率           |

### (3) 計画

#### 事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

| 持続的発展区分                             | 事業名<br>(施設名) | 事業内容           | 事業主体 | 備考  |
|-------------------------------------|--------------|----------------|------|-----|
| 1 3 その他地域の<br>持続的発展に<br>関し必要な事<br>項 |              | 公共施設多機能化施設建設事業 | 玖珠町  |     |
|                                     |              | 公共施設長寿命化対策事業   | 玖珠町  | ソフト |
|                                     |              | ふるさとづくり活動事業    | 玖珠町  | ソフト |
|                                     |              | 自治会館運営事業       | 玖珠町  | ソフト |
|                                     |              | 中学校遠距離通学事業     | 玖珠町  | ソフト |
|                                     |              | 公営塾運営事業        | 玖珠町  | ソフト |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各々の施設等の適切な維持管理に努めるとともに、現況及び利用状況等を十分に踏まえ今後の施設等の在り方について検討し、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

#### 事業計画 過疎地域持続発展特別事業分（ソフト事業）

| 持続的発展区分               | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                                                                                                              | 事業主体 | 備考                    |
|-----------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------|
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 移住支援対策（空き家対策）<br><b>【内容】</b><br>県外から本町へ移住の促進を行うため、移住者が居住しようとする空き家に対し補助を行うもの<br><b>【必要性】</b><br>県（町）外から町内への人口の流入促進 | 玖珠町  | 各事業については事業効果が一過性でなく将来 |

|  |  |                                                                                                                                                                                 |     |           |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|
|  |  | <b>【効果】</b><br>移住・定住人口の増                                                                                                                                                        |     | に及ぶものである。 |
|  |  | まちの賑わい・居住空間魅力化創出事業<br><b>【内容】</b><br>居住誘導地域内に存在する空き家・空き地等の資産流動を高め、人口集積によるまちの活性化、都市機能の維持、徒歩圏内の日常生活都市機能の充実を図る<br><b>【必要性】</b><br>町内での定住促進、町外への人口流出の抑制<br><b>【効果】</b><br>定住人口の増、維持 | 玖珠町 |           |
|  |  | 地域おこし協力隊事業<br><b>【内容】</b><br>都会の感性をもった地域おこし協力隊による玖珠町の地域づくりを実施するもの<br><b>【必要性】</b><br>移住の支援<br><b>【効果】</b><br>移住・定住人口の促進                                                         | 玖珠町 |           |
|  |  | UIJ ターン就職促進事業<br><b>【内容】</b><br>ふるさと案内 SNS サービス（LINE）等を活用した本町の“しごと”の発信を行うもの。<br><b>【必要性】</b><br>町外から町内への移住促進<br>定住促進<br><b>【効果】</b><br>移住・定住人口の増                                | 玖珠町 |           |
|  |  | 親元就農給付金（準備型・開始型）<br><b>【内容】</b><br>後継者の就農意欲の喚起と定着を図るために、就農時 50 歳未満の親元就農者に                                                                                                       | 玖珠町 |           |

|         |                             |                                                                                                                                                                 |                        |                               |
|---------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------|
|         |                             | <p>給付金を給付するもの</p> <p>【必要性】</p> <p>町外から町内への移住・定住の促進</p> <p>【効果】</p> <p>移住・定住人口の増</p>                                                                             |                        |                               |
|         |                             | <p>玖珠町住民が創る「くす魅力化向上」事業</p> <p>【内容】</p> <p>地域の課題や賑わいの創出を住民自ら実施することにより、まちの魅力化の向上と郷土愛の醸成を図る</p> <p>【必要性】</p> <p>協働のまちづくりを行うための人材の育成や確保</p> <p>【効果】 人材の育成</p>       | 玖珠町                    |                               |
| 3 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業<br>第1次産業 | <p>肉用牛経営安定対策事業<br/>(畜産施設整備支援事業・肉用牛受精卵実証事業)</p> <p>【内容】</p> <p>肉用農家が生産規模拡大するための牛舎新設・改修等に要する経費に対し助成するもの</p> <p>【必要性】</p> <p>基幹産業の振興</p> <p>【効果】</p> <p>飼養頭数の増</p> | 玖珠町<br>(畜産農家)          | 各事業については事業効果が一過性でなく将来に及ぶものである |
|         |                             | <p>強い農業・担い手づくり総合支援対策事業</p> <p>【内容】</p> <p>農業者が事業の規模拡大や経営の安定化を図るための施設に対して補助を行うもの</p> <p>【必要性】</p> <p>基幹産業の振興</p> <p>【効果】</p> <p>農業の担い手の育成及び確保</p>                | 玖珠町<br>(JA)<br>(認定農業者) |                               |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                          |                        |  |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--|
|  |  | <p>肉用牛大規模経営体育成事業<br/>肉用牛繁殖経営体確保・働き方改革推進事業<br/>肥育・繁殖牛生産性向上対策事業</p> <p>【内容】<br/>繁殖雌牛を 50 頭以上または 3 年後に 50 頭以上飼養する生産者に対して牛舎堆肥舎等に要する経費や附帯設備や機械の整備に対して助成するもの</p> <p>【必要性】<br/>基幹産業の振興</p> <p>【効果】<br/>畜産農家の労力の省力化、新規就農者の育成</p> | <p>玖珠町<br/>(畜産農家)</p>  |  |
|  |  | <p>活力あふれる園芸産地整備事業<br/>(新規就農者育成対策)</p> <p>【内容】<br/>就農する際の施設の導入に対して助成</p> <p>【必要性】<br/>基幹産業の振興</p> <p>【効果】<br/>新規就農者の確保、育成</p>                                                                                             | <p>玖珠町<br/>(新規就農者)</p> |  |
|  |  | <p>鳥獣被害防止総合対策支援事業</p> <p>【内容】<br/>有害鳥獣から農作物被害を軽減するため、防護柵の設置をするもの</p> <p>【必要性】<br/>耕作放棄地の増加の抑制<br/>農家の生産意欲減退の抑制</p> <p>【効果】<br/>鳥獣による農作物被害の軽減<br/>耕作放棄地の拡大防止</p>                                                          | <p>玖珠町</p>             |  |
|  |  | <p>酪農支援対策施設整備事業</p> <p>【内容】<br/>酪農経営の基盤強化を図るため、省力化施設や機械の導入に対し助成するもの</p>                                                                                                                                                  | <p>玖珠町</p>             |  |

|  |  |                                                                                                                                                                                                         |                   |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|  |  | <b>【必要性】</b><br>基幹産業の振興<br><b>【効果】</b><br>乳用牛の増頭                                                                                                                                                        |                   |
|  |  | 日本型直接支払い制度<br>（多面的機能支払い交付金）<br><b>【内容】</b><br>農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る協働活動並びに体制の拡充・強化に対する活動に対し支援するもの<br><b>【必要性】</b><br>地域の農地及び関連施設を保全管理<br><b>【効果】</b><br>保全管理の行き届いた農用地・農業用施設の増加 | 玖珠町               |
|  |  | 乳用牛保留促進推進事業<br><b>【内容】</b><br>酪農の自家保留牛又は外部導入牛に対し1頭あたり50千円を補助するもの<br><b>【必要性】</b><br>酪農の振興<br><b>【効果】</b><br>酪農家数の維持、自家保留牛頭数の維持                                                                          | 玖珠町<br>（畜産農家）     |
|  |  | ファーマーズスクール<br>（新規就農支援事業）<br><b>【内容】</b><br>新規就農の希望者に対し、農業技術、経営の研修を2年間実施<br><b>【必要性】</b><br>基幹産業の振興・後継者対策<br><b>【効果】</b><br>農業従事者の確保                                                                     | 玖珠町<br>（新規就農希望者等） |
|  |  | 森林環境保全直接支払支援事業（造林）再造林事業                                                                                                                                                                                 | 玖珠町<br>（林業従事者）    |

|  |  |                                                                                                                                   |                        |  |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--|
|  |  | <p>【内容】<br/>森林の伐採後の植栽を推進</p> <p>【必要性】<br/>林業の振興</p> <p>【効果】<br/>安定した良品木の供給</p>                                                    |                        |  |
|  |  | <p>森林環境保全直接支払支援事業（造林）シカ被害防止ネット事業助成</p> <p>【内容】<br/>シカから伐採後に植林した苗木の食害を防ぐ</p> <p>【必要性】<br/>持続可能な森林経営</p> <p>【効果】<br/>安定した良品木の供給</p> | <p>玖珠町<br/>（林業従事者）</p> |  |
|  |  | <p>土地改良区適正化事業助成事業</p> <p>【内容】<br/>農業用水路等の施設補修の資金を土地改良区に拠出するもの</p> <p>【必要性】<br/>農業用水の長寿命化</p> <p>【効果】<br/>施設の保全管理</p>              | <p>玖珠町土地<br/>改良区</p>   |  |
|  |  | <p>原木椎茸安定化対策事業</p> <p>【内容】<br/>椎茸の種駒購入に対し補助</p> <p>【必要性】<br/>椎茸生産量の向上</p> <p>【効果】<br/>椎茸生産者の経営の安定、産業振興</p>                        | <p>玖珠町<br/>（椎茸生産者）</p> |  |
|  |  | <p>ビニールハウス補助事業</p> <p>【内容】<br/>販売目的の園芸作物を生産するためのビニールハウス導入経費に対し補助</p> <p>【必要性】<br/>基幹産業の振興、園芸作物の生産性の向</p>                          | <p>農業従事者</p>           |  |

|             |                  |                                                                                                                                       |     |                       |
|-------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------|
|             |                  | 上<br>【効果】<br>農家経営の安定                                                                                                                  |     |                       |
|             |                  | 「憩いの森」維持管理事業<br>【内容】<br>森林とのふれあいの中で都市住民との交流を図る施設である「憩いの森」を指定管理により運営するもの<br>【必要性】<br>森林を活用した観光の振興<br>【効果】<br>都市住民の交流や青少年健全育成<br>交流人口の増 | 玖珠町 |                       |
|             |                  | 玖珠町企業立地促進助成金事業<br>【内容】<br>国内企業の本町の新規立地、既存企業の施設の増設に対し費用の一部を助成。<br>【必要性】<br>地域工業の発展<br>【効果】<br>雇用の増、地域経済の発展                             | 玖珠町 |                       |
|             |                  | 玖珠工業団地企業立地促進助成金事業<br>【内容】<br>玖珠町工業団地への進出企業に対し、助成するもの。<br>【必要性】<br>地域工業の発展<br>【効果】<br>雇用の増、産業基盤の強化                                     | 玖珠町 |                       |
| 4 地域における情報化 | (2) 過疎地域持続発展特別事業 | メルサンホール施設予約システム更新事業<br>【内容】<br>施設予約管理システムの更新<br>【必要性】<br>施設予約事務の改善、効率化<br>【効果】                                                        | 玖珠町 | 各事業については事業効果が一過性でなく将来 |

|                               |                   |                                                                                                                                                                         |                     |                                |
|-------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------|
|                               |                   | 住民の利便性向上                                                                                                                                                                |                     | に及ぶものである。                      |
| 5 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進     | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | 地域公共交通確保維持改善事業<br>過疎バス路線対策事業<br><b>【内容】</b><br>民間路線バスの廃止路線の代替運行、コミュニティバスの経費、運行事業者等への補助<br><b>【必要性】</b><br>通勤・通学・通院・買い物等への交通手段<br><b>【効果】</b><br>自家用車等を持たない住民の日常生活の利便性向上 | 地域公共交通活性化協議会<br>玖珠町 | 各事業については事業効果が一過性でなく将来に及ぶものである。 |
|                               |                   | 農道等原材料支給事業<br><b>【内容】</b><br>農道、農業用水路に生コンや側溝の資材支給に対し補助を行う<br><b>【必要性】</b><br>農業施設の維持管理<br><b>【効果】</b><br>農業生産の向上                                                        | 玖珠町                 |                                |
| 6 生活環境の整備                     | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | -                                                                                                                                                                       | -                   |                                |
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | 外出支援サービス事業<br>(バス・タクシー券)<br><b>【内容】</b><br>75歳以上の方にバス・タクシー券を交付し外出支援につなげる<br><b>【必要性】</b><br>要介護状態への進行の防止<br><b>【効果】</b><br>介護保険者の認定者率の抑制                                | 玖珠町                 | 各事業については事業効果が一過性でなく将来に及ぶものである。 |

|  |  |                                                                                                                                                                              |                    |     |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----|
|  |  | <p>玖珠郡広域型権利擁護センター設置事業</p> <p>【内容】<br/>成年後見制度の支援体制</p> <p>【必要性】<br/>認知症、知的障がい者等の財産管理</p> <p>【効果】<br/>成年後見制度の充実</p>                                                            | <p>玖珠町<br/>九重町</p> | ある。 |
|  |  | <p>障がい児保育事業</p> <p>【内容】<br/>障がい等のある子どもに対し認定こども園の支援補助員を配置するための補助</p> <p>【必要性】<br/>認定こども園の負担軽減</p> <p>【効果】<br/>障がいのある子どもの教育・保育の向上</p>                                          | 玖珠町                |     |
|  |  | <p>災害時要援護者支援システム導入事業</p> <p>【内容】<br/>災害時での避難行動要支援者について、住民基本台帳、障がい、介護等のシステムと連携し名簿を作成し、システムのリース料を負担するもの</p> <p>【必要性】<br/>災害時の避難の円滑化</p> <p>【効果】<br/>避難行動要支援者の把握による災害時の危険回避</p> | 玖珠町                |     |
|  |  | <p>子ども医療費助成事業</p> <p>【内容】<br/>中学生以下の子どもの医療費を助成</p> <p>【必要性】<br/>子どもの疾病の早期発見、治療</p> <p>【効果】<br/>子育て支援</p>                                                                     | 玖珠町                |     |
|  |  | <p>子ども子育て支援事業基金</p> <p>【内容】</p>                                                                                                                                              | 玖珠町                |     |

|         |                   |                                                                                                                     |     |                                |
|---------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------|
|         |                   | <p>未就学児の保育料の一部助成、第1子の保育料を無償にするため基金を積み立てるもの</p> <p>【必要性】<br/>少子化対策</p> <p>【効果】<br/>子育て世帯への経済的負担の軽減</p>               |     |                                |
| 8 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>広域診療所負担金事業</p> <p>【内容】<br/>郡内に無い耳鼻咽喉科に対する負担金</p> <p>【必要性】<br/>医療体制の充実</p> <p>【効果】<br/>住民の安心生活の向上</p>             | 玖珠町 | 各事業については事業効果が一過性でなく将来に及ぶものである。 |
|         |                   | <p>へき地出張診療委託事業</p> <p>【内容】<br/>町内の医療空白地域2か所に対し医療機関に巡回診療を委託するもの</p> <p>【必要性】<br/>医療空白地域の解消</p> <p>【効果】<br/>医療の確保</p> | 玖珠町 |                                |
| 9 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>学力向上推進事業</p> <p>【内容】<br/>小中学生の学力向上のための事業を実施するもの</p> <p>【必要性】<br/>子どもの学力向上</p> <p>【効果】<br/>基礎学力の定着</p>            | 玖珠町 | 各事業については事業効果が一過性でなく将来に及ぶものである。 |
|         |                   | <p>地域「協育力」向上支援事業</p> <p>【内容】<br/>旧中学校区ごとに1名のコーディネーターを配置し、学校教育活動の支援を行うもの</p>                                         | 玖珠町 |                                |

|               |                                       |                                                                                                                                             |     |  |
|---------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|               |                                       | <b>【必要性】</b><br>家庭・学校・地域の教育の協働<br><b>【効果】</b><br>子どもの健やかな成長と子どもの活動を総合的に支援する体制の構築                                                            |     |  |
|               |                                       | 大浦集会所解体事業<br><b>【内容】</b><br>老朽化した大浦集会所を解体するもの<br><b>【必要性】</b><br>地域集会施設の新設<br><b>【効果】</b><br>集会施設を解体し、新たに別の場所へ集会所を設置し、地域の活性化を図る             | 玖珠町 |  |
|               |                                       | 玖珠町学力向上推進事業基金<br><b>【内容】</b><br>児童・生徒の学習習熟度に差が出ないようここに応じた指導を実施し、きめ細かな学習指導を行うもの<br><b>【必要性】</b><br>子どもの学力向上<br><b>【効果】</b><br>基礎学力の定着        | 玖珠町 |  |
| 10 集 落<br>の整備 | (2) 過疎<br>地域持続的<br>発展特別事<br>業<br>集落整備 | 地域課題解決大学連携推進事業<br><b>【内容】</b><br>旧中学校跡地や空き家対策等の課題について大学と連携し解決に向けた取組を行うもの<br><b>【必要性】</b><br>公共施設の有効活用・都市基盤の整備<br><b>【効果】</b><br>大学連携・民間活力の増 | 玖珠町 |  |
|               |                                       | 童話の里コミュニティ推進事業<br><b>【内容】</b><br>町内にある4つのコミュニティに対し、各コミュニティが行う地域活性化のための活動に対し補助をするもの                                                          | 玖珠町 |  |

|             |                   |                                                                                                                               |     |                                |
|-------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------|
|             |                   | <b>【必要性】</b><br>地域、コミュニティの活性化<br><b>【効果】</b><br>コミュニティの健全な発展を図る                                                               |     |                                |
|             |                   | 集落支援員事業<br><b>【内容】</b><br>集落の巡回を行い、地域課題解決を目指すため集落支援員を設置するもの<br><b>【必要性】</b><br>地域コミュニティの活性化<br><b>【効果】</b><br>地域活動の継続・活性化     | 玖珠町 |                                |
| 1 1 地域文化の向上 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | ホール自主文化事業<br><b>【内容】</b><br>くすまちメルサンホールの町民ホールを使った文化的講演の開催を行うもの<br><b>【必要性】</b><br>町民の文化・教養等の向上<br><b>【効果】</b><br>町民の文化振興      | 玖珠町 | 各事業については事業効果が一過性でなく将来に及ぶものである。 |
|             |                   | 旧久留島氏庭園保存整備事業<br><b>【内容】</b><br>旧久留島氏庭園の整備基本計画の策定と、文化財としての活用を図るもの<br><b>【必要性】</b><br>文化財の保存・振興<br><b>【効果】</b><br>文化財を保存、観光客の増 | 玖珠町 |                                |
|             |                   | 文化財保存活用事業<br><b>【内容】</b><br>玖珠町にある文化財への取組について方向性をだす計画書の作成と、その文化財の保存、活用方法を示し、実行するもの<br><b>【必要性】</b><br>文化財の保存・活用               | 玖珠町 |                                |

|  |  |                                                                                                                                                                  |     |  |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  |  | <b>【効果】</b><br>文化財の保存・活用                                                                                                                                         |     |  |
|  |  | 日本童話祭実施事業<br><b>【内容】</b><br>まちづくりの根幹にある久留島武彦精神を継承するための「日本童話祭」を実施する実行委員会に対し補助をするもの<br><b>【必要性】</b><br>地域文化の継承<br><b>【効果】</b><br>地域愛着の住民意識の向上、町民の一体感の醸成、観光客の増、地域振興 | 玖珠町 |  |
|  |  | 玖珠町巡回音楽会事業<br><b>【内容】</b><br>町内すべての小中学生を対象とした文化鑑賞教育の機会を提供するもの<br><b>【必要性】</b><br>児童・生徒の感性を育む<br><b>【効果】</b><br>地域愛着の住民意識の向上                                      | 玖珠町 |  |
|  |  | 久留島武彦顕彰全国語りべ大会事業<br><b>【内容】</b><br>お話文化の定着と全国発信を図るため実行委員会を組織して実施。<br><b>【必要性】</b><br>語りの技術向上と地域交流<br><b>【効果】</b><br>地域愛着の住民意識の向上、交流人口の増                          | 玖珠町 |  |
|  |  | 久留島武彦関連資料集の制作事業<br><b>【内容】</b><br>明治・大正・昭和にかけての新聞記事や資料を活字化し、製本化する。一部販売をするもの<br><b>【必要性】</b><br>町立博物館としての研究成果を全国発                                                 | 玖珠町 |  |

|                         |                   |                                                                                                                                |     |                                |
|-------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------|
|                         |                   | 信<br>【効果】<br>地域愛着の住民意識の向上、交流人口、観光客の増                                                                                           |     |                                |
| 1 2 再生可能エネルギーの利用の促進     | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | -                                                                                                                              | -   |                                |
| 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 |                   | 公共施設長寿命化対策事業<br>【内容】<br>町内の公共施設の長寿命化を図るため、計画的な維持保全と予防保全によるライフサイクルコストの削減に努めるもの<br>【必要性】<br>公共施設の維持管理<br>【効果】<br>公共施設の長寿命化、コスト削減 | 玖珠町 | 各事業については事業効果が一過性でなく将来に及ぶものである。 |
|                         |                   | ふるさとづくり活動事業<br>【内容】<br>住民団体が地域の歴史・文化・地理的特性等を活かし地域活性化のための事業を支援するもの。<br>【必要性】<br>地域コミュニティの活性化<br>【効果】<br>地域コミュニティの健全な発展を図る       | 玖珠町 |                                |
|                         |                   | 自治会館運営事業<br>【内容】<br>4つの自治会館の運営に対し補助するもの<br>【必要性】<br>地域、コミュニティの活性化<br>【効果】<br>コミュニティの健全な発展                                      | 玖珠町 |                                |

|  |  |                                                                                                                                  |     |  |
|--|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  |  | <p>中学校遠距離通学事業</p> <p>【内容】</p> <p>スクールバスの維持管理</p> <p>【必要性】</p> <p>中学生の通学支援</p> <p>【効果】</p> <p>中学生を持つ保護者の経済的な負担軽減</p> <p>安全・安心</p> | 玖珠町 |  |
|  |  | <p>公営塾運営事業</p> <p>【内容】</p> <p>公設公営の玖珠志学塾の運営費</p> <p>【必要性】</p> <p>玖珠美山高等学校の魅力化向上</p> <p>【効果】</p> <p>郡内高等学校の存続、地域活性化</p>           | 玖珠町 |  |





玖珠町は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

## 玖珠町

玖珠町過疎地域持続的発展計画

令和3年9月

発行 玖珠町

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5

TEL 0973-72-1151

編集 みらい創生課 企画・SDGs推進班